

高齢者サービスのご案内

# いきいき



港区



令和6年度(2024年度)



## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

# 令和6年度 高齢者サービスの ご案内

## さくいん

- このご案内は港区が行っている高齢者向けサービスを中心に高齢者向け施策をまとめたものです。
- 目次やさくいんで必要な事業をさがし、手続き方法などの詳しい内容等については、それぞれの問合せ先にご連絡ください。
- このご案内に掲載されているサービスは、原則として港区に住民登録のある人を対象としています。
- このご案内の内容は、令和6年4月1日現在のものです。
- 市外局番の記載がない電話番号は、市外局番03です。

## 目次



サービス対象年齢別一覧

1



相談窓口等

2



社会参加・いきがづくり・しごと

3



健康づくり

4



高齢者福祉・介護サービス

5



高齢者向け住まい

6



医療制度等・国民年金

7



高齢者福祉施設等一覧

8



パンフレット一覧

9

さくいん

# 目次

## 1 サービス対象年齢別一覧

サービス対象年齢別一覧	6
-------------	---

## 2 相談窓口等

トピックス	8
高齢者相談センター（地域包括支援センター）	10
福祉総合窓口	13
区役所・各総合支所等の相談窓口	14
ふれあい相談員	18
民生委員・児童委員	18
がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）	18
在宅療養相談センター	19
消費者センター	19
社会福祉協議会	20
シルバー人材センター	21
その他の相談窓口	21

## 3 社会参加・いきがづくり・しごと

### (1) 社会参加・いきがづくり

いきいきプラザ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）	22
介護予防リーダー・サポーター養成講座	23
老人クラブ	23
生涯学習施設	24
港区語り部の会	24
さくらだ学校	24
チャレンジコミュニティ大学	25
ボランティア活動	25

### 利用料金の割引・免除

東京都シルバーパス	26
港区コミュニティバス（ちいばす）・台場シャトルバス（お台場レインボーバス）	26
無料入浴券の給付	26
施設利用料金の免除	27
区民保養施設利用料金の減額	28
寿商品券等の贈呈	28
長寿を祝う集い	28

### (2) しごと

就業相談・支援	29
港区生活・就労支援センター	29

## 4 健康づくり

(1) 健康管理	
特定健康診査・特定保健指導	30
基本健康診査	31
無料健康相談	31
がん検診	32
肝炎ウイルス検診	33
骨粗しょう症検診	33
『お口の健診』	33
結核健診（胸部エックス線撮影）	33
高齢者聴力検査	34
高齢者インフルエンザ予防接種	34
带状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業	34
高齢者肺炎球菌予防接種	35
高齢者肺炎球菌任意摂取費用助成事業（令和6年度限り）	35
HIV・性感染症検査・相談	35
(2) 健康づくり	
健康相談・禁煙相談	36
健康講座	36
はり・マッサージサービス	36
健康増進センター（ヘルシーナ）	37
健康度測定	37

## 5 高齢者福祉・介護サービス

(1) 介護保険	
介護保険のしくみ	38
介護保険サービスと要介護状態区分	40
(2) 介護予防	
介護予防・日常生活支援総合事業	42
介護予防・生活支援サービス事業	43
一般介護予防事業	44
介護予防総合センター（ラクっちゃ）	46
みんなといきいき体操	47
(3) 介護のための支援	
紙おむつの給付	48
おむつ代の助成	48
理美容サービス	48
寝具乾燥等消毒	49
通院支援サービス（病院内介助）	49
福祉キャブの運行（昇降装置付きタクシー）	50
緊急移送サービス	50
緊急医療短期入所	51
緊急一時保護	51
港区版宿泊デイサービス	52

介護家族の会	52
介護マークの普及	53
税金の控除	53
(4) 認知症高齢者のための支援	
認知症予防事業	54
認知機能測定事業	54
認知症初期集中支援事業	54
認知症支援コーディネーター（コラム）	54
みんなとオレンジカフェ	55
認知症高齢者等おかえりサポート事業	55
徘徊探索支援	56
認知症高齢者介護家族支援	56
認知症高齢者等の相談	56
(5) 地域で安心して住み続けられる支援	
日常生活用具の給付	57
家事援助サービス	58
緊急一時介護人派遣	58
救急通報システム	59
訪問電話	59
配食サービス	60
エアコン購入費助成	60
補聴器購入費助成	61
ごみの戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し収集	62
家具転倒防止器具等取付支援	63
防災用品のあっせん	63
自動通話録音機の無料貸与	63
救急情報の活用支援（救急医療情報キット）	64
高次脳機能障害者機能訓練	64
成年後見制度	65
成年後見利用支援センター「サポートみなと」の事業	66
孫の手サービス	68
おむすびサービス（住民参加型の有償在宅福祉サービス）	69
車いすの貸出	70
みんなと地域の福祉活動（小地域福祉活動）	71
生活福祉資金貸付事業	71

## 6 高齢者向け住まい

(1) 住まい	
区立高齢者集合住宅	73
特定公共賃貸住宅（高齢型住戸）	73
都営住宅（シルバーピア）	74
グループリビング（高齢者見守りつき住宅）	74
サービス付き高齢者向け住宅	74
民間賃貸住宅入居支援	75

自立支援住宅改修給付	76
昇降機設置費助成	77
共同住宅バリアフリー化支援	78
(2) 老人ホーム	
特別養護老人ホーム	79
養護老人ホーム	79
ケアハウス	80
認知症高齢者グループホーム	80
老人保健施設	80
ACP「人生会議」(コラム)	81

## 7 医療制度等・国民年金

(1) 医療が必要になった時	
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	82
国民健康保険高齢受給者証	82
(2) 国民年金	
老齢基礎年金	83

## 8 高齢者福祉施設等一覧

特別養護老人ホーム	84
高齢者在宅サービスセンター	84
小規模多機能型居宅介護施設	85
看護小規模多機能型居宅介護施設	85
ケアハウス	85
老人保健施設	85
認知症高齢者グループホーム	85
グループリビング(高齢者見守りつき住宅)	85
サービス付き高齢者向け住宅	86
いきいきプラザ	86
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	86
介護予防総合センター(ラクっちゃ)	86

## 9 パンフレット一覧

高齢者サービス等に関するパンフレット一覧	88
----------------------	----

## さくいん

さくいん	89
------	----



## サービス対象年齢別一覧

項目	事業名	所得制限	40歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	ページ
社会参加・いきがらイベント・コン	いきいきプラザ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぶら)			○	○	○	○	22
	介護予防リーダー・サポーター養成講座			20歳以上				23
	老人クラブ		○	○	○	○		23
	生涯学習施設			どなたでも				24
	港区語り部の会			どなたでも				24
	さくらだ学校			○(区内在住・在勤・在学)				24
	チャレンジコミュニティ大学		△	○	○	○	○	25
	ボランティア活動			25ページの対象条件を参照				25
	東京都シルバーパス					○	○	26
	港区コミュニティバス/台場シャトルバス					○	○	26
	無料入浴券の給付					○	○	26
	施設利用料金の免除				○	○	○	27
	区民保養施設利用料金の減額				○	○	○	28
	寿商品券等の贈呈						△	28
長寿を祝う集い						△	28	
就業相談・支援			○	○	○	○	29	
港区生活・就労支援センター							29	
健康しへい	特定健康診査・特定保健指導		国民健康保険加入者(40歳~74歳)					30
	基本健康診査		△	△	△	△	○	31
	無料健康相談						○	31
	がん検診		32ページの表を参照					32
	肝炎ウイルス検診		未受診の人または医師が必要と認める人					33
	骨粗しょう症検診		40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性					33
	『お口の健診』		20歳以上					33
	結核健診(胸部エックス線撮影)		33ページの対象条件を参照					33
	高齢者聴力検査		34ページの対象条件を参照					34
	高齢者インフルエンザ予防接種		△	○	○	○		34
	带状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業		接種日時点で50歳以上の区民					34
	高齢者肺炎球菌予防接種		△	△	△	△		35
	高齢者肺炎球菌任意接種費用助成事業							35
	HIV・性感染症検査・相談		35ページの対象条件を参照					35
	健康相談・禁煙相談		区民					36
	健康講座		区内在住・在勤・在学者					36
	はり・マッサージサービス			○	○	○		36
健康増進センター(ヘルシーナ)		18歳以上					37	
健康度測定		18歳以上					37	
高齢者福祉・介護サービス	介護保険のしくみ		38ページ参照					38
	介護保険サービスと要介護状態区分		40ページ参照					40
	介護予防・日常生活支援総合事業		42ページ参照					42
	介護予防・生活支援サービス事業		△	△	○	○	○	43
	一般介護予防事業		△	○	○	○		44
	介護予防総合センター(ラクっちゃ)		△	○	○	○		46
	みんなといきいき体操		どなたでも					47
	紙おむつの給付		△	△	△	△	△	48
	おむつ代の助成		△	△	△	△	△	48
	理美容サービス			△	△	△		48
	寝具乾燥等消毒			△	△	△		49
	通院支援サービス(病院内介助)		△	△	△	△	△	49
	福祉キャブの運行(昇降装置付きタクシー)		△	△	△	△	△	50
緊急移送サービス		△	△	△	△	△	50	
緊急医療短期入所			△	△	△		51	





項目	事業名	所得制限	40歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	ページ
高齢者福祉・介護サービス	緊急一時保護				△	△	△	51
	港区版宿泊デイサービス		芝、台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護サービス利用者					52
	介護家族の会		高齢者の介護をしている家族					52
	介護マークの普及		区民で認知症や障害のある人の介護をする家族等					53
	税金の控除				△	△	△	53
	認知症予防事業			△	△	△	△	54
	認知機能測定事業		54 ページの対象条件を参照					54
	認知症初期集中支援事業		54 ページの対象条件を参照					54
	みんなとオレンジカフェ		△	△	△	△	△	55
	認知症高齢者等おかえりサポート事業		△	△	△	△	△	55
	徘徊探索支援				△	△	△	56
	認知症高齢者介護家族支援		△	△	△	△	△	56
	日常生活用具の給付				△	△	△	57
	家事援助サービス				△	△	△	58
	緊急一時介護人派遣				△	△	△	58
	救急通報システム				△	△	△	59
	訪問電話				△	△	△	59
	配食サービス				△	△	△	60
	エアコン購入費助成	☆			△	△	△	60
	補聴器購入費助成			△	△	△	△	61
	ごみの戸別訪問収集		△	△	△	△	△	62
	粗大ごみの運び出し収集		△	△	△	△	△	62
	家具転倒防止器具等取付支援				△	△	△	63
	防災用品のあっせん				△	△	△	63
	自動通話録音機の無料貸与		63 ページの対象条件を参照					63
	救急情報の活用支援（救急医療情報キット）				○	○	○	64
	高次脳機能障害者機能訓練		18歳以上で高次脳機能障害者機能訓練の必要な人					64
	成年後見制度		65 ページの対象条件を参照					65
	港区生活就労支援センター「サポートみなと」の事業		66 ページの対象条件を参照					66
	孫の手サービス			○	○	○	○	68
	おむすびサービス（住民参加型の有償在宅福祉サービス）		各ページに掲載された条件を参照					69
	車いすの貸出							70
	みんなと地域の福祉活動（小地域福祉活動）							71
生活福祉資金貸付事業	☆						71	
高齢者向け住まい	区立高齢者集合住宅	☆			△	△	△	73
	特定公共賃貸住宅（高齢型住戸）	☆			△	△	△	73
	都営住宅（シルバーピア）	☆			△	△	△	74
	グループリビング（高齢者見守りつき住宅）		74 ページの対象条件を参照					74
	サービス付き高齢者向け住宅	☆		△	△	△	△	74
	民間賃貸住宅入居支援				△	△	△	75
	自立支援住宅改修給付				△	△	△	76
	昇降機設置費助成				△	△	△	77
	共同住宅バリアフリー化支援				△	△	△	78
	特別養護老人ホーム		△	△	△	△	△	79
	養護老人ホーム	☆	79 ページの対象条件を参照					79
	ケアハウス		△	△	△	△	△	80
	認知症高齢者グループホーム		80 ページの対象条件を参照					80
	老人保健施設		80 ページの対象条件を参照					80
国民年金・医療制度等	後期高齢者医療制度（長寿医療制度）				△	△	○	82
	国民健康保険高齢受給者証					△		82
	老齢基礎年金		83 ページの対象条件を参照					83

☆印・・・所得制限あり、○印・・・対象、△印・・・一部のみ対象 ※この表は本文と合わせてご利用ください。

## トピックス

### 港区医療機関・介護事業者検索システム

区内医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）や港区をサービス提供地域にしている介護サービス事業者を検索できます。

**問**（医療）保健福祉課保健福祉総合調整係  
☎（3578）2328  
（介護）介護保険課 介護事業者支援係  
☎（3578）2881



様々な検索方法で、情報を検索できます。



検索はこちらから↓↓



### 在宅療養後方支援病床

在宅療養をしている区民の容態急変時や、介護するご家族等が一時的に介護できない場合に、区と協定を締結している病院に速やかに入院できる仕組みです。（受け入れ先の医師の判断を伴います。）

利用が必要な際は、かかりつけ医、ケアマネジャーへご相談ください。

**問**《利用方法に関する問合せ先》  
港区在宅療養相談センター  
（19 ページ参照）

《区と協定を締結している病院》  
東京高輪病院 ☎（3443）9576  
古川橋病院 ☎（3453）5011

### 港区高齢者地域活動情報サイト「スタみな！」

高齢者一人ひとりの希望に応じて、趣味や交流の場など地域活動の情報を検索できるサイトです。

高齢者が参加できる教室・講座、地域の高齢者が中心となって活動するサロン、ボランティア活動などを掲載しています。

**対** どなたでも  
【サイトへのアクセスはこちら】  
<https://chiiki-kaigo.casio.jp/minato>  
【QRコードからのアクセスはこちら】



**問** 港区社会福祉協議会地域福祉係  
☎（6230）0281  
高齢者支援課 在宅支援係  
☎（3578）2400～2406

友だちづくり、健康づくり  
地域のみんでスタートしよう！

### 港区高齢者地域活動情報サイト

「スタみな！」

両者ができる施設が  
近くにないかな  
最近遊ばずいな……  
休養教室に参加したいわ  
サロンに参加して  
友だちを作りたいわ

それ、インターネットで検索できます！！

地域の高齢者向け事業や地域団体等の情報

- 交流の場  
遊みの場  
社会参加
- ボランティア  
活動  
しごと
- 生活支援  
（食事・買い物  
入浴等）
- 高齢者や  
家族の  
相談・支援
- 情報紙  
マップ

スマホでも検索できます！

お問合せ  
生活支援コーディネーター（港区社会福祉協議会地域福祉係内）  
☎ 03-6230-0281 FAX 03-6230-0285  
✉ [chiiki@minato-cosw.net](mailto:chiiki@minato-cosw.net)  
高齢者支援課在宅支援係  
☎ 03-3578-2400-2406

URL: <https://chiiki-kaigo.casio.jp/minato/>

2

相談窓口等

## ご遺族支援コーナーのご案内

港区では、亡くなられた人に関する様々な手続きの専用コーナーである「ご遺族支援コーナー」を設置しています。開設場所・開設日・開設時間については、港区公式ホームページにてご確認ください。

### ●予約について

**予約先** みなとコール ☎03-5472-3710

※「ご遺族支援コーナーの予約の件」とお伝えください。亡くなられた人の氏名、住所、生年月日と窓口にお越しいただく人の氏名、連絡先等をお伺いします。

### 電話予約受付時間

午前9時から午後5時（年中無休）

※ご遺族支援コーナーは、来庁される5日前までにご予約をお願いします。

※大型連休や年末年始等で、予約締切日が変更になることがあります。

※予約のキャンセル・変更

予約日の5日前までは、みなとコールへご連絡ください。

予約日の4日前以降は、下記 **問** までご連絡ください。

### ●注意事項

※ご遺族支援コーナーをご利用せずに、直接各担当窓口で手続きしていただくことも可能です。

※ご遺族支援コーナーのご利用は、亡くなられた人の住民登録が港区の人に限りです。

※ご遺族支援コーナーのご利用後、必要な手続きによっては、担当課で手続きを行っていただく場合もあります。

※ご予約をいただいても、当日のご案内状況によりお待たせすることがあります。

※お持ちいただく物や来庁される人の続柄によって、一度で手続きが終わらない場合があります。

**問** ご遺族支援コーナーの利用方法や手続き等について、不明点は

受付時間：午前9時から午後5時

☎（3578）3111（代表）内線2009



## デジタル活用支援員相談窓口（高齢者デジタルデバインド解消事業）

内容	対象・利用者負担等
高齢者のスマートフォン利用の定着化・習慣化やスマホを活用したいきっかけづくりの支援のため、デジタル活用支援員相談窓口を開設しています。	<b>対</b> 区民 <b>場時</b> 開設場所、開設曜日は、区の広報、HP、チラシ等で、ご確認ください。 <b>利</b> 無料

**申** 予約不要。直接、相談窓口にお越しください。混雑時は、お待たいただく場合があります。

**問** 高齢者支援課 高齢者福祉係 ☎（3578）2392


港区 デジタル活用支援員が、丁寧にお答えします！

# スマホ相談開催中

ケータイ・スマホを持っていない方は手ぶらでどうぞ！

※参加時、体験用スマホをご用意しています

- スマホってどんなもの？ 料金は？
- 持っているけど、よくわからない…
- LINEや検索をしてみたい
- スマホで港区のサービスを使ってみたい







## 高齢者相談センター（地域包括支援センター）

高齢者相談センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。それぞれの職種の専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えます。

※港区では、地域包括支援センターの呼び名を「高齢者相談センター」としています。

### 高齢者相談センターが行うおもな事業

- 様々な問題への相談（総合相談）
  - ・ 介護保険制度や区のサービスの説明、受付を行います。
  - ・ 主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などが幅広く相談を受け、必要なサービスや機関を紹介します。
- 介護予防の取り組み（介護予防ケアマネジメント）
  - ・ 要支援1・2の人の介護予防ケアプランを作成します。
  - ・ 身体機能の不安解消や、健康維持のための取組を行います。
  - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成などを行います。
- 高齢者の権利（権利擁護）
  - ・ 振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。
  - ・ 高齢者虐待の相談・防止の取組を行います。
  - ・ 認知症などにより、判断能力が低下している人の支援を行います。
- 地域ネットワークの強化と活用（包括的・継続的ケアマネジメント）
  - ・ 地域の高齢者支援のネットワークの拠点として、さまざまな関係機関や医療機関との連携を取っています。
  - ・ 地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。

### 受付時間

月～土曜 午前9時～午後7時30分

日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 午前9時～午後5時

※在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。



## 芝地区高齢者相談センター（芝 地域包括支援センター）

所在地：〒105-0014  
港区芝3-24-5

☎：5232-0840

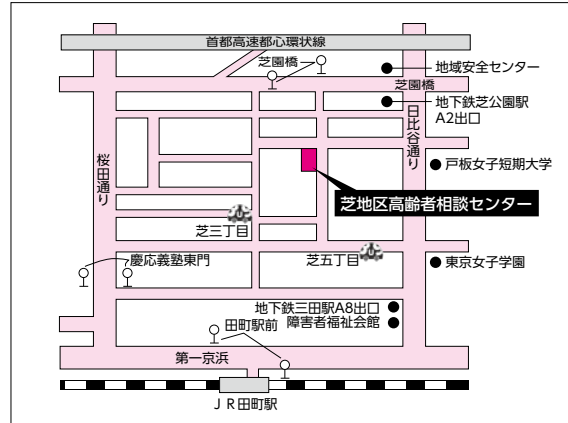
FAX：5446-5857

交通機関：（駐車場なし）

- ◆JR「田町駅」三田口（西口）徒歩12分
- ◆地下鉄浅草線・三田線  
「三田駅」A8出口徒歩6分
- ◆地下鉄三田線  
「芝公園駅」A2出口徒歩5分
- ◆都バス「芝園橋」徒歩5分  
・渋谷駅前～新橋駅前（都06）
- ◆ちいばす（田町ルート）  
・田町駅東口→六本木ヒルズ  
7番「芝三丁目」徒歩3分
- ◆ちいばす（高輪ルート）  
・浅草線三田駅前→品川駅港南口  
6番「芝五丁目」徒歩3分

相談区域

芝/海岸1丁目/東新橋/新橋  
西新橋/三田1～3丁目/浜松町  
芝大門/芝公園/虎ノ門/愛宕



指定管理者：医療法人財団百葉の会  
指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

2



相談窓口等

## 麻布地区高齢者相談センター（南麻布 地域包括支援センター）

所在地：〒106-0047  
港区南麻布1-5-26

☎：3453-8032

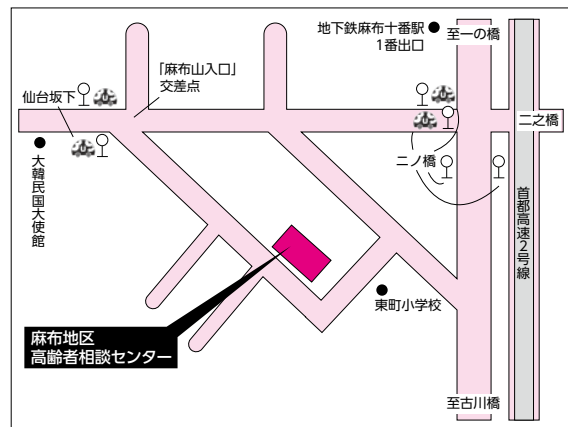
FAX：3453-6269

交通機関：（駐車場なし）

- ◆地下鉄南北線・大江戸線  
「麻布十番駅」1番出口徒歩10分
- ◆都バス「仙台坂下」徒歩3分  
・目黒駅前～新橋駅前（橋86）
- ◆都バス「二ノ橋」徒歩5分  
・渋谷駅前～新橋駅前（都06）  
・五反田駅～六本木ヒルズ（反96）  
・五反田駅～赤羽橋駅前（反94）
- ◆ちいばす（麻布西ルート）  
・広尾駅～六本木けやき坂～広尾駅  
93-2番・104番「二ノ橋」徒歩5分  
94番・103番「仙台坂下」徒歩3分  
※麻布東ルートは停車しません。

相談区域

東麻布/麻布台/麻布狸穴町  
麻布永坂町/麻布十番/南麻布  
元麻布/西麻布/六本木



指定管理者：社会福祉法人  
恩賜財団済生会支部東京都済生会  
指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 赤坂地区高齢者相談センター（北青山 地域包括支援センター）

所在地：〒107-0061  
港区北青山1-6-1

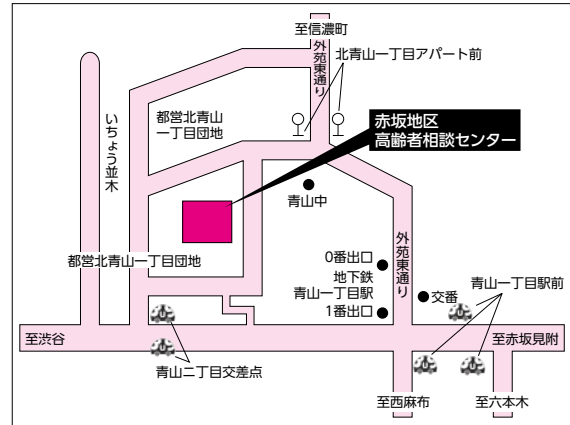
☎：5410-3415

FAX：5410-3417

交通機関：（駐車場なし）

- ◆地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線  
「青山一丁目駅」0番・1番出口徒歩5分
- ◆都バス  
「北青山一丁目アパート前」徒歩3分  
・品川車庫前～新宿駅西口（品97）
- ◆ちいばす（赤坂ルート）  
・六本木ヒルズ～赤坂方面～六本木ヒルズ  
47番「青山一丁目駅前」徒歩5分
- ◆ちいばす（青山ルート）  
・六本木ヒルズ～赤坂見附駅  
・赤坂見附駅～六本木ヒルズ  
123・129番「青山二丁目交差点」徒歩3分  
124・128番「青山一丁目駅前」徒歩5分

相談区域  
元赤坂/赤坂/南青山/北青山



指定管理者：社会福祉法人東京聖学院  
指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

2



相談窓口等

## 高輪地区高齢者相談センター（地域包括支援センター 白金の森）

所在地：〒108-0071  
港区白金台5-20-5

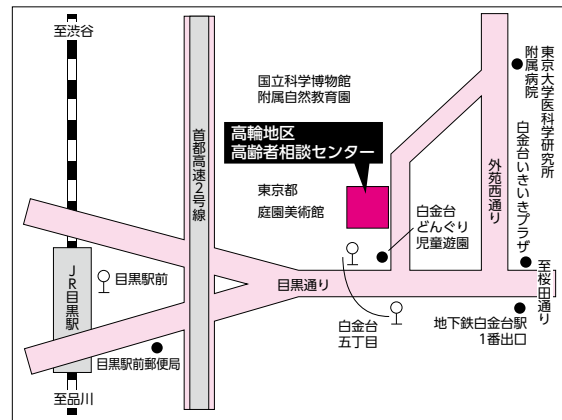
☎：3449-9669

FAX：3449-9668

交通機関：（駐車場なし）

- ◆JR「目黒駅」東口徒歩10分
- ◆地下鉄南北線・三田線  
「白金台駅」1番出口徒歩5分
- ◆都バス「白金台五丁目」徒歩1分  
・目黒駅前～新橋駅前（橋86）  
・大井競馬場前～目黒駅前（品93）  
・目黒駅前～千駄ヶ谷駅前（黒77）
- ◆東急バス「白金台五丁目」徒歩1分  
・等々力操車所～東京駅南口（東98）

相談区域  
三田4・5丁目/高輪/白金/白金台



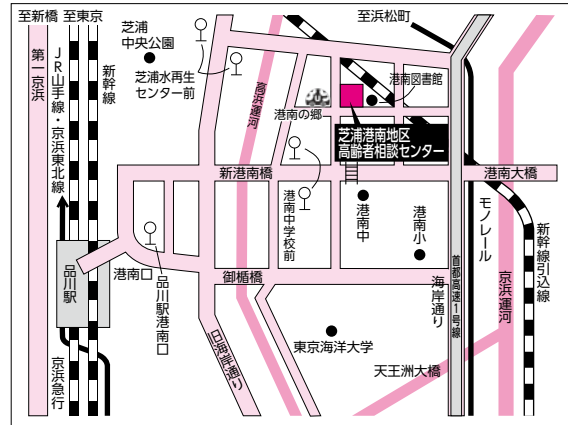
指定管理者：社会福祉法人奉優会  
指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 芝浦港南地区高齢者相談センター（地域包括支援センター 港南の郷）

所在地：〒108-0075  
港区港南3-3-23  
☎：3450-5905  
FAX：3450-5909

- 交通機関：（駐車場なし）
- ◆ JR・京浜急行線「品川駅」  
港南口（東口）徒歩15分
  - ◆ 都バス  
「芝浦水再生センター前」徒歩5分  
・品川駅港南口～田町駅東口（田92）
  - ◆ 都バス「港南中学校前」徒歩3分  
・品川駅港南口～（品川埠頭循環）  
～品川駅港南口（品99）
  - ◆ ちいばす（芝浦港南ルート）  
・品川駅港南口～田町駅東口  
・田町駅東口～品川駅港南口  
177番「港南の郷」徒歩1分

相談区域  
芝浦/海岸2・3丁目/港南/台場



指定管理者：社会福祉法人  
恩賜財団済生会支部東京都済生会  
指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

2



相談窓口等

## 福祉総合窓口

各総合支所区民課の「福祉総合窓口」では、福祉に関する全てのご相談をお受けし、保健師等の専門職員や福祉関係機関等と連携して支援します。

ご相談日時は事前に区ホームページから予約することもできます。

**問** 各総合支所区民課保健福祉係・生活福祉係（15～17ページ参照）

### 福祉総合窓口での支援の流れ



◀このマークが目印です！



◀福祉総合窓口受付予約システム

## 区役所・各総合支所等の相談窓口

### ●港区役所

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

☎ (3578) 2111 (代表)

FAX (3578) 2034

高齢者支援課 港区役所 ☎ (3578) 2111 (代表) FAX (3578) 2419

係名	主な取扱い業務	内線番号
高齢者福祉係	いきいきプラザ等の調整、敬老事業	2391～2397
在宅支援係	高齢者在宅サービス	2400～2406
高齢者施設係	高齢者施設の管理・運営	2420～2424、2412
高齢者相談支援係	高齢者相談センターの管理・運営 認知症ケアの推進、高齢者虐待の防止	2407～2411、2413
介護予防推進係	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防総合センターの管理・運営	2930、2931、2992 2933、2934

介護保険課 港区役所 ☎ (3578) 2111 (代表) FAX (3578) 2884

係名	主な取扱い業務	内線番号
介護給付係	介護保険サービスの給付	2876～2880
介護保険料係	介護保険料の決定・納付・収納・納付相談・給付制限	2891～2897
介護認定係	要介護・要支援認定、認定調査、介護認定審査会	2885～2890
介護事業者支援係	介護サービス事業者の支援 地域密着型サービス事業者等の指定・指導 介護保険サービスに関する苦情・相談	2881～2883、2821

### 各総合支所

課・係名	主な取扱い業務
協働推進課 協働推進係	地域防災、老人クラブの支援・助成
区民課 保健福祉係	福祉総合窓口 高齢者サービスの相談・申請、要介護認定申請
区民課 生活福祉係	

※区役所・各総合支所の案内図は15～17ページ参照

2



相談窓口等



## ●芝地区総合支所

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

☎ (3578) 3111 (代表)

FAX (3578) 3235 (管理課)

FAX (3578) 3180 (協働推進課)

FAX (3578) 3182 (区民課)

管理課

施設運営担当 ☎ (3578) 3135

協働推進課

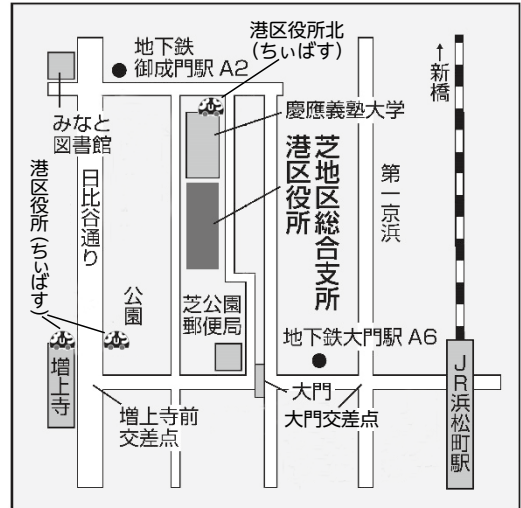
協働推進係 ☎ (3578) 3123

区民課

保健福祉係 ☎ (3578) 3161

生活福祉係 ☎ (3578) 3171

相談担当 ☎ (3578) 3170



ちいばす芝ルート「港区役所」・  
麻布東ルート「港区役所北」 徒歩1分

## ●麻布地区総合支所

〒106-8515 港区六本木5-16-45

☎ (3583) 4151 (代表)

FAX (3583) 3782 (管理課)

(協働推進課)

FAX (3583) 0892 (区民課)

管理課

施設運営担当 ☎ (5114) 8805

協働推進課

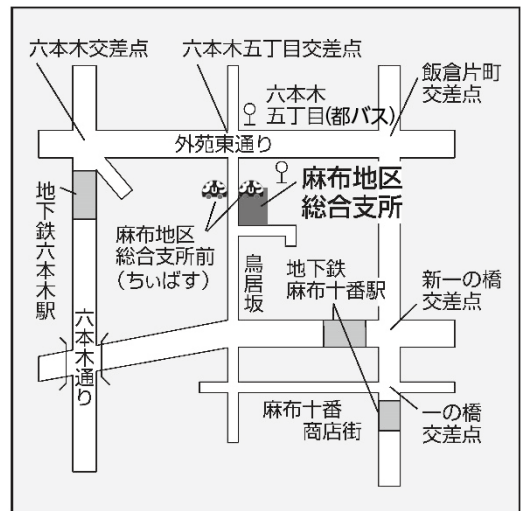
協働推進係 ☎ (5114) 8802

区民課

窓口サービス係 ☎ (5114) 8821

保健福祉係 ☎ (5114) 8822

生活福祉係 ☎ (5114) 8823



ちいばす麻布東・西ルート・田町ルート  
「麻布地区総合支所前」 徒歩0分

2



相談窓口等

## ●赤坂地区総合支所

〒107-8516 港区赤坂4-18-13

☎ (5413) 7011 (代表)

FAX (5413) 2019 (管理課)  
(協働推進課)

FAX (3402) 8192 (区民課)

管理課

施設運営担当 ☎ (5413) 7273

協働推進課

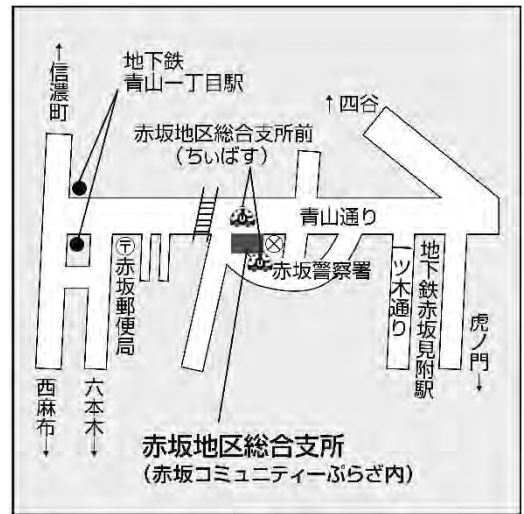
協働推進係 ☎ (5413) 7272

区民課

窓口サービス係 ☎ (5413) 7012

保健福祉係 ☎ (5413) 7276

生活福祉係 ☎ (5413) 7277



ちいばす赤坂ルート・青山ルート  
「赤坂地区総合支所前」徒歩0分

## ●高輪地区総合支所

〒108-8581 港区高輪1-16-25

☎ (5421) 7611 (代表)

FAX (5421) 7626 (管理課)  
(協働推進課)

FAX (5421) 7613 (区民課)

管理課

施設運営担当 ☎ (5421) 7067

協働推進課

協働推進係 ☎ (5421) 7621

地区政策担当 ☎ (5421) 7123

区民課

窓口サービス係 ☎ (5421) 7612

保健福祉係 ☎ (5421) 7085

生活福祉係 ☎ (5421) 7087



ちいばす高輪ルート「高輪地区総合支所前」徒歩0分

2



相談窓口等

## ●芝浦港南地区総合支所

〒105-8516 港区芝浦1-16-1  
 ☎ (3456) 4151 (代表)  
 FAX (5445) 4590 (各課共通)

### 管理課

施設運営担当 ☎ (6400) 0033

### 協働推進課

協働推進係 ☎ (6400) 0031

### 区民課

窓口サービス係 ☎ (6400) 0021

保健福祉係 ☎ (6400) 0022

生活福祉係 ☎ (6400) 0023



ちいばす芝浦港南ルート・芝ルート  
 「みなとパーク芝浦」 徒歩0分

ちいばす芝浦港南ルート「芝浦一丁目」 徒歩4分

お台場レインボース [田町駅東口] 徒歩6分

## ●芝浦港南地区総合支所 台場分室

〒135-0091 港区台場1-5-1  
 FAX (5500) 2366

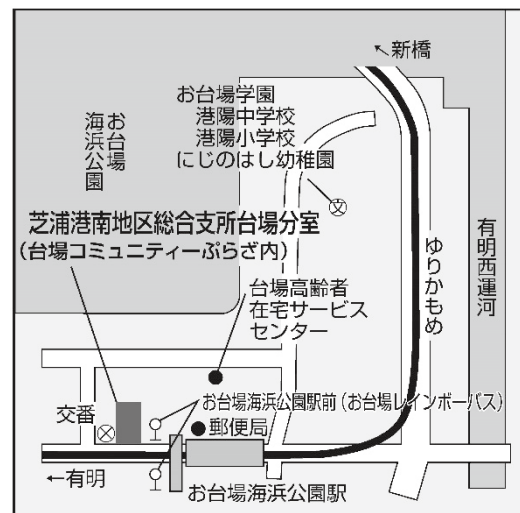
### 協働推進課

台場担当 ☎ (5500) 2365

### 区民課

窓口サービス係 ☎ (5500) 2351

保健福祉係 ☎ (5500) 2352



お台場レインボース

「お台場海浜公園駅前」 徒歩2分

## ●みなと保健所

〒108-8315 港区三田1-4-10  
 ☎ (6400) 0050 (代表)  
 FAX (3455) 4460 (保健予防課)  
 (3455) 4539 (健康推進課)

### 保健予防課

保健予防係 ☎ (6400) 0080

### 健康推進課

健康づくり係 ☎ (6400) 0083

地域保健係 ☎ (6400) 0084



ちいばす田町ルート「赤羽橋駅前」  
 徒歩1分

2



相談窓口等

## ふれあい相談員

社会福祉士、看護師等の資格を持った福祉の専門職員である「ふれあい相談員」が地域に出向き、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、各総合支所等と連携してひとり暮らし等高齢者を訪問し、困りごとなどの相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。

**対** 介護保険や区の高齢者サービスの利用のないひとり暮らし等高齢者や民生委員等から相談のあった高齢者等

- 問** ・芝地区                      ☎ (6 8 6 1) 0 8 4 1                      FAX (5 4 4 6) 5 8 5 7  
・麻布地区                      ☎ (3 4 5 1) 7 8 3 0                      FAX (3 4 5 3) 6 2 6 9  
・赤坂地区                      ☎ (5 4 1 0) 3 4 0 0                      FAX (5 4 1 0) 3 4 1 7  
・高輪地区                      ☎ (5 4 4 7) 1 3 4 0                      FAX (5 4 4 7) 1 3 4 7  
・芝浦港南地区                  ☎ (3 4 5 0) 5 5 1 2                      FAX (3 4 5 0) 3 3 6 8  
・高齢者支援課 在宅支援係      ☎ (3 5 7 8) 2 4 0 0～2 4 0 6

2

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉の相談役、推進役です。日頃から区民の立場に立って、高齢者、子どもやその親、障害のある人などからの生活や福祉に関する相談を受け、その内容に応じた福祉の窓口の紹介や関係者との連絡調整を行います。

なお、皆さんからの相談内容については秘密を守ることが義務づけられています。

- 問** ・各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)  
・保健福祉課 地域福祉支援係      ☎ (3 5 7 8) 2 3 8 1

## がん在宅緩和ケア支援センター (ういケアみなと)

がんに関連した困りごとや心配なこと、療養生活で活用できる制度のことなどの相談を無料で受けています。相談内容に応じて、看護師や医療ソーシャルワーカーなどがお話をうかがい、関連窓口とも連携しながら支援します。

また、がん緩和ケアに関する情報発信、普及啓発活動の他、学びや交流を目的としたさまざまなイベントも行っています。

〒108-0071 港区白金台4-6-2  
ゆかしの杜5階  
☎ (6 4 5 0) 3 4 2 1 (代表)  
(6 4 5 0) 3 3 8 7 (相談専用)  
FAX (6 4 5 0) 3 5 8 3

**時** 月～金曜 午前10時～午後9時  
土曜 午前10時～午後5時  
(祝日、年末年始を除く)



## 在宅療養相談センター

在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談に応じます。

〒105-8516 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦1階

☎ (6435) 0758 FAX (5476) 0208

対 区民、区内医療機関・介護サービス事業者等

時 午前9時～午後5時（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）

## 消費者センター

専門の消費生活相談員が、消費生活における商品、サービス、営業方法等の苦情や契約に関する相談を受け付け、問題解決に向けての助言や情報提供等を行っています。

〒105-0023 港区芝浦1-16-1

みなとパーク芝浦2階

☎ (3456) 4159 (代表)

FAX (3453) 0458

消費生活相談専用電話

☎ (3456) 6827

月～土曜 午前9時30分～午後4時  
(祝日、年末年始を除く)

※土曜は電話相談のみとなります。



2



相談窓口等

## 社会福祉協議会

港区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置された団体（社会福祉法人）です。暮らしの中での困りごとや成年後見制度に関することなど、さまざまな相談に対応しています。また、福祉総合相談を強化するため、相談者と一緒に解決方法を考えながら、解決に向けた支援や新しいしくみづくりを行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

実施しているさまざまな事業を通じて、「気づき、つながり・支えあうことを育むまち」をめざして、地域福祉の推進に取り組んでいます。

2

〒106-0032 港区六本木5-16-45

麻布地区総合支所 2階

経営管理係 ☎ (6230) 0280 (代表)

地域福祉係 ☎ (6230) 0281

ボランティア・地域活動支援係 (みなとボランティアセンター)

☎ (6230) 0284

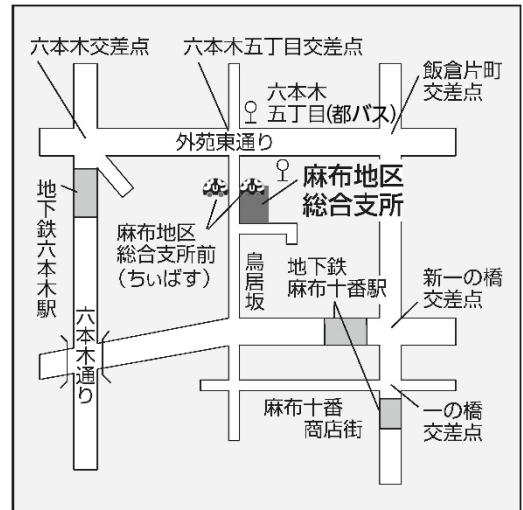
生活支援係 ☎ (6230) 0282

成年後見推進係 (成年後見利用支援センター「サポートみなと」)

☎ (6230) 0283

経営企画担当 ☎ (6230) 0280

各係、担当共通 FAX ☎ (6230) 0285



### 〈CSW〉

**こんな相談があったら  
コミュニティソーシャルワーカー  
(CSW)へ**

**地** 域のために何かしたい!!

私にできることを見つけたい!

**話** をきいてほしい

なんとかしたいけど...

**福** 祉のサポートどこに相談?

相談先がいろいろあってわからない

**モ** ノがあふれた家が気になる

この家の人、どうしているか心配...

**子** 育てが不安

ちょっと誰か手伝ってくれたら...

**コ**ミュニティソーシャルワーカー (CSW) とは

介護、育児、障害、ひきこもりなど、複数の課題を抱えてどこに相談したらいいかわからず困っている場合や、地域に心配な人がいる場合などに、港区社会福祉協議会職員がコミュニティソーシャルワーカーとして、一緒に解決方法を考えます。地域住民や関係機関等と連携して、解決に向けた支援や新しい仕組みづくりを行います。

**自** 分の老後が心配

今から考えておくべきことがあるかしら?

**家** 族がひきこもりがち

これから先どうしよう

**近** 所の人の子供が心配

大丈夫かしら?

## シルバー人材センター

社会参加の意欲がある健康なシニアに対し、その希望、知識および経験に応じた就業や社会貢献等の活動機会を確保し、就業等を通して生活感の充実、活力ある地域社会づくりをめざしています。

〒106-0047 港区南麻布1-5-26  
ゆうあい南麻布3階

☎ (5 2 3 2) 9 6 8 1

FAX (5 2 3 2) 9 6 8 0

ホームページ <https://www.minato-sc.or.jp>

電子メール [info@minato-sc.or.jp](mailto:info@minato-sc.or.jp)



## その他の相談窓口

### ●東京消防庁救急相談センター

医療機関の案内や応急手当のアドバイス等を行っています。(24時間年中無休)

☎ #7119 (携帯電話、PHS、プッシュ回線) または、

☎ (3 2 1 2) 2 3 2 3

### ●東京都保健医療情報センター「ひまわり」

・保健医療福祉相談

保健医療に関する問合せに相談員が応じます。面接相談も行っています。(予約制)

☎ (5 2 7 2) 0 3 0 3 平日 午前9時～午後8時

・医療機関案内サービス

お問い合わせの時間に診療を行っているお近くの医療機関をご案内します。

(毎日24時間・コンピュータによる自動応答サービス)

☎ (5 2 7 2) 0 3 0 3

聴覚障害者用FAX (5 2 8 5) 8 0 8 0 (毎日24時間)

ホームページ (医療機関案内サービス「ひまわり」)

URL <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

### ●公益社団法人 東京社会福祉士会

・高齢者安心電話

高齢者やそのご家族の心配ごと、悩みごとや高齢者福祉制度等について、情報提供を主として電話相談に応じます。

☎ (5 9 4 4) 8 6 4 0

午後7時30分～午後10時00分 (年中無休)

※時間を短縮している場合があります。

### ●東京都消費生活総合センター 高齢者被害110番

消費生活トラブルでお困りの高齢者からの消費生活相談を受け付けています。

☎ (3 2 3 5) 3 3 6 6

月～土曜 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始を除く)

2



相談窓口等



## (1) 社会参加・いきがづくり

## いきいきプラザ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら)

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢者のいきがづくりを支援するとともに、区民の相互交流、自主的活動、健康づくり等を促進するため、地域にいきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら)を設置しています。 (86 ページ参照)</p> <p>①敬老室・お風呂(神応いきいきプラザは浴室なし)の利用(児童高齢者交流プラザを除く)</p> <p>②各種教室・各種事業</p> <p>③さわやか体育祭</p> <p>④ほのぼの作品展</p> <p>⑤夢づくり(港区高齢者人材バンク)</p> <p>⑥港区いきいきプラザスポーツウエルネス吹矢教室交流大会</p> <p>※1 台場高齢者在宅サービスセンターには、お風呂の利用、各種教室を行っているふれあい団らん室があります。詳しくは、同センターへお問い合わせください。(84 ページ参照)</p> <p>※2 白金台いきいきプラザは、令和6年9月から令和8年4月まで大規模改修工事の予定です。詳しくは、施設にお問い合わせください。</p>	<p><b>対</b> 原則、60歳以上の区民</p> <p><b>時</b> &lt;開館時間&gt;</p> <p>【いきいきプラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～土曜 午前9時～午後9時30分</li> <li>・日曜 午前9時～午後5時</li> </ul> <p>【芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～日曜 午前9時30分～午後8時</li> <li>・祝日および12月29日、30日 午前9時30分～午後6時15分</li> </ul> <p>&lt;休館日&gt;</p> <p>【いきいきプラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始(12月29日～1月3日)</li> </ul> <p>【芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始(12月31日～1月3日)</li> </ul> <p><b>利</b> 原則、無料</p> <p>※各種教室等は費用がかかる場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。</p>

**問** 各総合支所 管理課 施設運営担当(15～17 ページ参照)

各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぷら)(86 ページ参照)

**パ** 「港区立いきいきプラザ等施設案内」(88 ページ参照)





## 介護予防リーダー・サポーター養成講座

内容	対象・利用者負担等
<p>介護予防に興味を持ち、介護予防の啓発や地域での介護予防活動に取り組みたいと考えている人を対象に、介護予防に必要な知識を学ぶ養成講座を実施しています。</p> <p><b>【介護予防リーダーとは】</b> 地域において介護予防のための事業等への協力や介護予防に関する意識の啓発を行います。また、自主活動グループ等を通し、地域において介護予防に関する活動を主体的かつ積極的に担うボランティアです。</p> <p><b>【介護予防サポーターとは】</b> 区や関係機関が実施する介護予防の行事等の補助をするボランティアです。</p>	<p><b>対</b> 20 歳以上の区民</p> <p><b>場</b> 介護予防総合センター（ラクっちゃ）</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申** 介護予防総合センター ☎ (3 4 5 6) 4 1 5 7

**問** 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎ (3 5 7 8) 2 9 3 0

## 老人クラブ

内容	対象・利用者負担等
<p>地域の高齢者で構成された会員数 30 人以上の団体です。健康を増進する活動、いきがいを高める活動、さらに社会奉仕活動やその他の社会活動などを行っています。区では、活動費の一部を助成しています。</p>	<p><b>対</b> おおむね 60 歳以上の人</p> <p><b>利</b> 老人クラブごとに会則や会費が定められています。</p>

**問** 各総合支所 協働推進課 協働推進係 (15～17 ページ参照)

保健福祉課 地域福祉支援係 ☎ (3 5 7 8) 2 3 7 8

3



社会参加・いきがひんこく

## 生涯学習施設

内容	対象・利用者負担等
<p>【生涯学習センター（ばるーん） ／青山生涯学習館】</p> <p>区民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、生涯学習社会を実現していくため、設置した施設です。</p> <p>①生涯学習情報の提供・収集 ②団体相談 ③講座などのイベント ④図書室（青山生涯学習館のみ）</p>	<p><b>時</b> &lt;開館時間&gt;</p> <p>【生涯学習センター（ばるーん）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～土曜 午前9時～午後9時30分</li> <li>・日曜 午前9時～午後5時</li> </ul> <p>【青山生涯学習館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜 午前9時～午後9時30分</li> <li>・土曜 午前9時～午後5時</li> </ul> <p>&lt;休館日&gt;</p> <p>【生涯学習センター（ばるーん）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年未年始</li> <li>・臨時休館日</li> </ul> <p>【青山生涯学習館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜、祝日、年未年始</li> <li>・臨時休館日</li> </ul>

**問** 生涯学習センター（ばるーん） ☎（3431）1606 港区新橋3-16-3  
 青山生涯学習館 ☎（3470）4584 港区南青山4-19-7

## 港区語り部の会

内容	対象・利用者負担等
<p>港区の歴史、戦争の体験を語り継ぐため、毎月2回学習会を開催しています。また、小学校等への出前授業、広報紙を通じて、区民等に地域文化を伝えていきます。</p>	<p><b>時</b> 毎月第2・4水曜（7月・8月を除く） 午後2時～午後4時</p> <p><b>対</b> どなたでも</p> <p><b>場</b> 生涯学習センター</p>

**申問** 生涯学習センター（ばるーん） ☎（3431）1606 港区新橋3-16-3

## さくらだ学校

内容	対象・利用者負担等
<p>生涯を通じていきいきと暮らしていける社会を実現するため、高齢者等が講座を企画、立案及び運営し、仲間づくりや自らの意思で学べる機会を提供します。</p> <p>また、その講座を実際に企画・運営する委員も募集します。</p>	<p><b>対</b> 区内在住・在勤・在学の60歳以上の人</p> <p><b>利</b> 原則、無料</p>

**申** 詳しくは、港区コミュニティ情報誌『キスポーツ』および生涯学習センターホームページをご覧ください。

**問** 生涯学習センター（ばるーん） ☎（3431）1606 港区新橋3-16-3

3



社会参加・いきがらびん・じふじ

## チャレンジコミュニティ大学

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢者や今後高齢を迎える世代を対象に、いままで培ってきた知識・経験を地域で生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成の原動力として積極的に活躍していただく、地域活動のリーダーを育成するために開設しています。</p> <p>学習を通じて、個々の能力を再開発することや、地域活動により生きがいのある豊かな人生を創造することにもつながります。</p>	<p><b>対</b> 60歳以上の人または民生委員・児童委員</p> <p><b>利</b> 受講料 20,000円（年間自己負担額）</p>

**問** チャレンジコミュニティ大学事務局 ☎（5421）5247（明治学院大学内）  
高輪地区総合支所 協働推進課 地区政策担当 ☎（5421）7123

## ボランティア活動

内容	対象・利用者負担等
<p>ボランティア活動に関する相談、活動の紹介、情報提供を行います。入門講座等の各種ボランティア講座も開催しています。</p> <p>ボランティア活動には、施設での話し相手やお茶出し、行事などのお手伝い、楽器演奏や歌などの趣味、特技を生かした活動のほか、自宅でできる使用済み切手の収集・整理などの活動もあります。</p>	<p><b>対</b> どなたでも</p>

**問** 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 ☎（6230）0284

**パ** 「活動する港社協」（88ページ参照）

## コラム

### 地区ボランティアコーナー

ボランティア活動や地域福祉活動の「活動の場」「交流の場」「情報の場」としてご利用ください。また、職員が在室している日がありますので、ボランティア保険の受付や活動の相談等ができます。



#### ■利用できる人

ボランティア・地域福祉活動を行う団体

#### ■利用する方法

事前登録が必要です。詳細は港社協や各地区ボランティアコーナーでご相談ください。利用料はかかりません。

#### ■利用できる場所

（※の日時は、職員がお待ちしています。）

#### ●芝地区ボランティアコーナー

旧三田図書館 2階（港区芝 5-28-4）  
※毎週火曜 午前9時30分～11時30分

#### ●麻布地区ボランティアコーナー

西麻布いきいきプラザ等複合施設 5階（西麻布 2-13-3）  
※毎週金曜 午前9時30分～11時30分

#### ●赤坂・青山地区ボランティアコーナー

青山いきいきプラザ 1階（南青山 2-16-5）  
※毎週月曜 午後2時～午後4時

#### ●高輪地区ボランティアコーナー

精神障害者支援センター あいはーと・みなと 2階（高輪 1-4-8）  
※毎週金曜 午前9時30分～11時30分

#### ●芝浦港南地区ボランティアコーナー

みなとパーク芝浦 1階（芝浦 1-16-1）  
※毎週月・水・金曜 午後1時～4時

### 災害ボランティアセンターの運営

災害時は、本会が災害ボランティアセンターを立ち上げます。被災者が必要としていることとボランティアの調整をして、派遣等を行います。



港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 ☎（6230）0284



## 【東京都シルバーパス】

内容	対象・利用者負担等
<p>有効期間中、都営交通機関（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）と都内を走る民営バスに何回でも乗車できます。</p> <p>新たに70歳になる人は、誕生月の初日（1日が誕生日の人は前月の初日）から申し込むことができます。（誕生月の初日が日曜・祝日等、窓口の休業日にあたる場合を除きます）</p> <p>有効期間は、購入日から毎年9月30日までです。</p>	<p><b>対</b> 都内に住民登録している70歳以上の人</p> <p><b>利</b> ①住民税非課税の人または令和5年の合計所得額が135万円以下の人 … 1,000円</p> <p>②住民税課税の人 …20,510円</p> <p>※住民税課税者は、4月以降に申請される場合、有効期間が半年未満となるため、利用料は半額となります。</p> <p>※令和6年度の住民税等の賦課決定が行われるまでの期間(4月～6月頃)は、令和5年度の書類を代用できます。</p>

**申 問** 一般社団法人 東京バス協会 ☎ (5308) 6950

## 【港区コミュニティバス(ちいばす)・台場シャトルバス(お台場レインボーバス)】

内容	対象・利用者負担等
<p>有効期間中、区内を走るコミュニティバス、台場シャトルバスに何回でも乗車できます。</p> <p>有効期間は、乗車券の発行を受けた日から次に到来する9月30日までです。現在、乗車券をお持ちの人には、新しい有効期間の乗車券を9月中旬頃までに自宅にお送りしますので、更新手続きは不要です。</p>	<p><b>対</b> 70歳以上の人</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申 問** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

※台場分室でも申請できます。

## 【無料入浴券の給付】

内容	対象・利用者負担等
<p>区内および一部近隣区の公衆浴場で利用できる「入浴券」を年間最大で52枚給付します。申請月により、給付枚数が変わります。</p> <p>今年度に無料入浴券をお渡しした人には、翌年度の無料入浴券(52枚)を3月中旬頃までに自宅にお送りしますので更新手続きは不要です。</p>	<p><b>対</b> 70歳以上の人</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申 問** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

※台場分室でも申請できます。



## 【施設利用料金の免除】

内容	申込・問い合わせ先
○神明いきいきプラザ(トレーニングルーム、トレーニングスペース) 港区浜松町1-6-7	問 ☎ (3436) 2500
○虎ノ門いきいきプラザ(トレーニングルーム) 港区虎ノ門1-21-10	問 ☎ (3539) 2941
○青山いきいきプラザ(体育館) 港区南青山2-16-5	問 ☎ (3403) 2011
○港南いきいきプラザ(アクアルーム、トレーニングルーム、浴室) 港区港南4-2-1	問 ☎ (3450) 9915
○港区スポーツセンター 港区芝浦1-16-1	問 ☎ (3452) 4151
○氷川武道場(定期練習会のみ) 港区赤坂6-6-14	問 ☎ (5561) 7829
○芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)(夏季プール期間のみ) 港区芝公園2-7-2	問 ☎ (5733) 0575
○港南小学校(屋内プール) 港区港南4-3-28 ○本村小学校(屋内プール) 港区南麻布3-9-33 ○御成門学園御成門中学校(屋内プール) 港区西新橋3-25-30 ○高松中学校(屋内プール) 港区高輪1-16-25 ○高陵中学校(屋内プール) 港区西麻布4-14-8 ○赤坂学園赤坂中学校(屋内プール) 港区赤坂9-2-3 ○お台場学園港陽中学校(屋内プール) 港区台場1-1-5	問 生涯学習スポーツ振興課 スポーツ振興係 ☎ (3578) 2751
○健康増進センター(ヘルシーナ)(第2トレーニングルーム) 港区赤坂4-18-13 赤坂コミュニティーぶらざ6階	問 ☎ (5413) 2717 FAX (5413) 2718

対 65歳以上の区内在住者

利 無料

3



社会参加・いきがらびん・ふらざ

## 【区民保養施設利用料金の減額】

内容	対象・利用者負担等
<p>4月1日から翌年3月31日までの間に、通年保養施設の箱根「大平台みなと荘」・熱川「熱川プリンスホテル」を利用する際、本人確認書類（マイナンバーカード、国民健康保険被保険者証、運転免許証等）または各種手帳等（右記②参照）をチェックイン時にご提示いただくと、それぞれ2泊まで、利用料金が減額になります。</p> <p>3泊以上利用する場合は、一般料金となります。</p>	<p><b>対</b> ① 65歳以上の人（年度内に65歳を迎える人を含む）</p> <p>② 下記の手帳等をお持ちの人 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、都医療券（特殊医療（人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等）およびB型・C型肝炎治療医療費助成受給者証は除く）、障害者総合支援法の対象となる難病による障害支援区分認定通知書</p> <p>※上記の①の人は、土曜日、祝日の前日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）のご利用は、減額対象外となります。</p>

**申** JTBみなと予約センター ☎（5434）7644

午前10時～午後6時30分（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）

**問** みなとコール ☎（5472）3710 年中無休 午前8時～午後8時

3

## 寿商品券等の贈呈

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、寿商品券として「スマイル商品券（区内共通商品券）」または記念品と花束をお贈りします。</p> <p>※寿商品券は、港区商店街振興組合連合会、港区商店街連合会が発行・販売している区内共通商品券です。商品券が使用可能な店舗や医療機関については、寿商品券贈呈時、同封されている港区商店街連合会発行の「スマイル商品券取扱店一覧」をご参照ください。</p>	<p><b>対</b> 9月15日現在、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人には寿商品券、100歳以上の人には記念品と花束をお贈りします。</p>

**問** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）

## 長寿を祝う集い

内容	対象・利用者負担等
<p>区内の会場に対象の高齢者を招待し、長寿と健康をお祝いします。</p> <p>当日は、式典のほか芸能人、老人クラブ会員による演芸を行います。</p>	<p><b>対</b> 9月15日現在、76歳以上の人</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者福祉係 ☎（3578）2391～2396

社会参加・いきがらびん・じふ

## (2) しごと

### 就業相談・支援

内容	対象・利用者負担等
<p>シルバー人材センターは、これまでの経験を生かして、「いきがい」や「社会参加」を希望する人のための就業相談を受けています。</p>	<p><b>対</b> 働く意欲のある原則 60 歳以上の人  <b>場</b> 港区役所 3階区民相談室  <b>時</b> 毎月第2月曜 午後1時～午後4時            ※「港区シルバー人材センター」でも随時、相談を受け付けています。  <b>利</b> 無料</p>
<p>シルバー人材センターは、区内の事業所や個人家庭、公共団体等からシニアにふさわしい仕事を受注し、会員は受注している仕事の中から希望する仕事を選んでいただきます。毎月開催している入会説明会で、詳細をご案内しています。            入会説明会は、毎月第2・3火曜日の午前9時30分から順次開催しています。参加希望の人は、事前にお申し込みください。            ※一部、雇用関係がある労働者派遣の仕事を除き、シルバー人材センターと会員との間に雇用関係がないため、仕事や収入を保障するものではありませんので留意ください。</p>	<p><b>対</b> 働く意欲のある 60 歳以上の人  <b>利</b> 年会費 2,000 円</p>

**申 問** 公益社団法人 港区シルバー人材センター  
 港区南麻布1-5-26 ゆうあい南麻布3階  
 ☎ (5232) 9681 FAX (5232) 9680

### 港区生活・就労支援センター

・・・経済的にお困りの方の支援を行う相談窓口です・・・

仕事が見つからない、家賃が払えない、お金の管理が苦手、借金がある、病気で働けない、社会に出るのが怖い・・・こんなお悩みはありませんか？

お困りの方々に寄り添いながら一緒に問題を整理し、改善に向けたお手伝いをします。まずはお気軽にご相談ください。

**港区生活・就労支援センター**  
**Minato Life and Work Support Center**

〒106-8515  
 港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所2階  
 TEL. 03-5114-8826 FAX. 03-3505-3501

地下鉄：日比谷線 大江戸線 六本木駅 3番出口 徒歩7分  
 大江戸線 南北線 麻布十番駅 7番出口 徒歩10分  
 バス：ちいばす 麻布東・西ルート・田町ルート  
 「麻布地区総合支所前」下車



3



社会参加・いきがいのひろがり



## (1) 健康管理

## 特定健康診査・特定保健指導

内容	対象・利用者負担等
<p>生活習慣病を発症させる要因の1つ、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、その予防・早期発見のための健康診査および保健指導です。</p> <p>健診の結果、生活習慣の改善が必要な人は、特定保健指導の対象となり、継続的に保健師、管理栄養士等がサポートします。</p> <p>前年度の健診結果により、微量アルブミン尿検査の対象となります。</p> <p>&lt;基本検査項目&gt; 問診・診察・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査</p> <p>&lt;詳細検査項目&gt; 貧血検査・心電図・眼底検査・胸部エックス線検査等</p> <p>&lt;その他検査項目&gt; 生活機能評価</p>	<p><b>対</b> 40歳から74歳の港区国民健康保険加入者 ※個別に通知します。 &lt;基本検査項目&gt;対象者全員 &lt;詳細検査項目&gt;医師の判断等が必要な人 &lt;その他検査項目&gt; 生活機能評価 65歳以上の介護認定を受けていない人</p> <p><b>場</b> 【特定健康診査】 区内指定医療機関 【特定保健指導】 赤坂地区総合支所、麻布区民センター、高輪区民センター、芝浦区民協働スペース（みなとパーク芝浦）等 ※オンライン（リモート）での実施もあり</p> <p><b>期</b> 【特定健康診査】 7月～11月 【特定保健指導】 11月上旬から随時実施予定</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**問** 制度について 国保年金課 事業係 ☎ (3578) 2636、2637  
内容について みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎ (6400) 0083





## 基本健康診査

内容	対象・利用者負担等
<p>生活習慣病の早期発見・予防するために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査を実施します。</p> <p>&lt;基本検査項目&gt; 問診・診察・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査</p> <p>&lt;詳細検査項目&gt; 貧血検査・心電図・眼底検査・胸部エックス線検査等</p> <p>&lt;その他検査項目&gt; 生活機能評価</p>	<p><b>対</b> ①後期高齢者医療制度（長寿医療制度）加入者 ② 40 歳以上の生活保護受給者 ③令和 6 年 4 月 2 日以降に港区国民健康保険に加入した人 ※①・②・③の人には、個別に通知します。</p> <p>&lt;基本検査項目&gt;対象者全員 &lt;詳細検査項目&gt;医師の判断等で必要な人 &lt;その他検査項目&gt; 生活機能評価 65 歳以上で介護認定を受けていない人</p> <p><b>場</b> 区内指定医療機関 <b>期</b> 7 月～ 11 月 <b>利</b> 無料</p>

**申 問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎ (6400) 0083

## 無料健康相談

内容	対象・利用者負担等
<p>後期高齢者医療制度の加入者を対象に、「無料健康相談」のポスターが掲示されている港区内の内科医（血圧測定、一般健康相談）、歯科医（歯科衛生相談）、薬局（医薬品相談）で健康相談を実施しています。</p>	<p><b>対</b> 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）加入者 <b>場</b> 区内指定医療機関 <b>期</b> 6 月、11 月、12 月（ただし、休診日は除きます。） <b>利</b> 無料（保険証を持参してください。） ※診療を受ける場合には別途診療費用がかかります。</p>

**問** 国保年金課 高齢者医療係 ☎ (3578) 2654～2659

4



健康づくり

# がん検診

内容	対象・利用者負担等
胃がん（胃部エックス線検査） 問診・胃部エックス線検査（バリウム検査） ※胃部エックス線検査と胃内視鏡検査を両方受診することはできません。	対 40 歳以上の人 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
胃がん（胃内視鏡検査） 問診・胃内視鏡検査 ※胃部エックス線検査と胃内視鏡検査を両方受診することはできません。	対 50 歳以上で偶数年齢の人 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
大腸がん 問診・便潜血反応検査（2 日法） ※検便です。	対 40 歳以上の人 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
肺がん 問診・胸部エックス線検査・（喀痰検査）	対 40 歳以上の人 ※喀痰検査は 50 歳以上で喫煙指数（1 日の喫煙本数×喫煙年数）600 以上の人 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
子宮頸がん 問診・視診・内診・細胞診	対 20 歳以上で前年度、港区子宮頸がん検診未受診の女性 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
乳がん 問診・マンモグラフィ検査（乳房エックス線検査）	対 40 歳以上で前年度、港区乳がん検診未受診の女性 場 ①区内指定医療機関 ②医療法人社団こころとからだの元氣プラザ（千代田区神田神保町） 期 ① 7月～2月 ② 7月～2月 利 無料
喉頭がん 問診・喉頭・咽頭の診察（頸部触診、間接喉頭鏡、喉頭ファイバースコープ等）	対 50 歳以上で喫煙指数（1 日の喫煙本数×喫煙年数）600 以上の人 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
前立腺がん 問診・特異抗原検査（P S A 検査） ※血液検査です。	対 55 歳～75 歳で奇数年齢の男性 場 区内指定医療機関 期 7月～1月 利 無料
口腔がん 問診・視診・触診・生活習慣改善指導・自己検査法	対 40 歳以上の人 場 区内指定歯科医療機関 期 6月～1月 利 無料

申 問 みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎（6400）0083

対 対象者 場 実施場所 時 時間 期 実施期間 利 利用者負担 申 申込み 問 問合せ パ パンフレット等配布窓口

4



健康づくり

## 肝炎ウイルス検診

内容	対象・利用者負担等
B型・C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療のための検診です。問診・血液検査を行っています。	<b>対</b> ①今まで一度も港区で肝炎ウイルス検診を受診していない人 ②その他、医師が受診を必要と認める人 <b>場</b> 区内指定医療機関 <b>期</b> ・区内指定医療機関 7月～1月 ・一部の医療機関 通年 <b>利</b> 無料

**申 問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎ (6400) 0083

## 骨粗しょう症検診

内容	対象・利用者負担等
骨粗しょう症の予防と早期発見のため、骨密度測定検査を実施します。	<b>対</b> 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性 ※対象の人に個別に通知します。 <b>場</b> 区内指定医療機関 <b>期</b> 7月～1月 <b>利</b> 無料

**申 問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎ (6400) 0083

## 『お口の健診』

内容	対象・利用者負担等
生涯自分の口で食事を楽しみ、社会的にも豊かな生活を送れるよう、年2回（前期健診・後期健診）受診できる歯科健康診査です。	<b>対</b> 20歳以上の人（妊婦は20歳未満も可） ※前年度に『お口の健診』または「口腔がん検診」の受診歴のある人、年度末年齢が20歳・25歳、30歳以上の偶数年齢の人へ、受診券を個別発送します。それ以外の人はお申込みが必要です。 ※ねたきりや歩行が著しく困難で通院が難しい人には、訪問健診を実施しています。 <b>場</b> 区内指定歯科医療機関 <b>期</b> 前期 6月～8月 後期 11月～1月 <b>利</b> 無料

**申 問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎ (6400) 0083

## 結核健診（胸部エックス線撮影）

内容	対象・利用者負担等
胸部エックス線撮影を受ける機会がない人を対象に実施しています。港区では新規結核患者の約5割を65歳以上の人占めています。結核について不安のある人は、あわせてご相談ください。健診結果は、後日送付します。なお、診断書は、発行できません。 ★症状がなくても、定期的に健診を受けましょう。	<b>対</b> 区内在住・在勤の人で、年1回胸部エックス線撮影を受ける機会がない人 ※定員があるので早めにお申し込みください。 <b>場</b> みなと保健所 <b>利</b> 無料

**問** みなと保健所 保健予防課 保健予防係 ☎ (6400) 0081

4



健康づくり

## 高齢者聴力検査

内容	対象・利用者負担等
加齢性難聴を早期発見するため、簡易聴力検査（気導純音聴力検査）を実施します。	<b>対</b> 60歳、65歳、70歳、75歳の人 ※対象の人に個別に通知します <b>場</b> 区内指定医療機関 <b>期</b> 7月～1月 <b>利</b> 無料（問診と簡易聴力検査のみ。保険証を持参してください。） ※精密検査を受ける場合には別途検査費用がかかります。

**問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎（6400）0083

## 高齢者インフルエンザ予防接種

内容	対象・利用者負担等
インフルエンザの重症化や合併症を防ぐためには、流行する前のワクチン接種などが有効とされています。インフルエンザにかかると重症化しやすく、特にインフルエンザワクチンの接種の効果が認められる高齢の方を対象に、インフルエンザ予防接種を行っています。 予防接種を希望する人は、かかりつけの医師とご相談のうえ、予防接種を受けましょう。	<b>対</b> ① 65歳以上の人 ② 60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害（身体障害者手帳1級）のある人 ※個別に通知します。 <b>場</b> 区内実施医療機関 ※東京23区内であれば各区の指定医療機関でも接種できます。必要に応じて各区の予防接種担当または医療機関へお問い合わせください。 <b>期</b> 10月上旬～翌年1月下旬 <b>利</b> 無料（期間中1回のみ）

**問** みなと保健所 保健予防課 保健予防係 ☎（6400）0081

## 带状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業

内容	対象・利用者負担等									
成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルス（水ぼうそうウイルス）が体内に潜伏しているため、加齢などによる免疫機能の低下により、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症し、激しい痛みや発疹があらわれることがあります。 带状疱疹の発症を予防するとともに区民の経済的負担を軽減するため、带状疱疹ワクチン任意接種費用の一部を助成します。	<b>対</b> 接種日時時点で50歳以上の人 <b>場</b> 区内実施医療機関 <b>期</b> 通年 <b>利</b> 次の助成額との差額を医療機関の窓口でお支払いください。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成額（差額は自己負担）</th> <th>一般</th> <th>生活保護受給者・中国残留邦人等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生ワクチン（1回接種）</td> <td>6,500円</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>不活化ワクチン（2回接種）</td> <td>15,000円 （接種1回あたり）</td> <td>22,000円 （接種1回あたり）</td> </tr> </tbody> </table>	助成額（差額は自己負担）	一般	生活保護受給者・中国残留邦人等	生ワクチン（1回接種）	6,500円	8,800円	不活化ワクチン（2回接種）	15,000円 （接種1回あたり）	22,000円 （接種1回あたり）
助成額（差額は自己負担）	一般	生活保護受給者・中国残留邦人等								
生ワクチン（1回接種）	6,500円	8,800円								
不活化ワクチン（2回接種）	15,000円 （接種1回あたり）	22,000円 （接種1回あたり）								

**申** 区ホームページからの電子申請、またはお電話で事前申請が必要です。

☎带状疱疹申込専用番号（6400）0094

**問** みなと保健所 保健予防課 保健予防係 ☎（6400）0081

4



健康づくり

## 高齢者肺炎球菌予防接種

内容	対象・利用者負担等
肺炎を引き起こす主要な原因のひとつである肺炎球菌の感染や重症化を予防するため、予防接種費用の一部を助成します。ただし、すでに肺炎球菌ワクチン（23価ポリサッカライドワクチン）の接種を受けたことがある人は対象となりません。	<b>対</b> ① 65歳の人 ② 接種日現在、60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害（身体障害者手帳1級）のある人 ※個別に通知します。 <b>場</b> 区内実施医療機関 ※東京23区内であれば各区の実施医療機関でも接種できます。必要に応じて各区の予防接種担当または医療機関へお問い合わせください。 <b>利</b> 1,500円（生活保護受給者・中国残留邦人等は無料）

**問** みなと保健所 保健予防課 保健予防係 ☎（6400）0081

## 高齢者肺炎球菌任意接種費用助成事業（令和6年度限り）

内容	対象・利用者負担等
肺炎を引き起こす主要な原因のひとつである肺炎球菌の感染や重症化を予防するため、任意接種費用の一部を助成します。ただし、すでに高齢者肺炎球菌ワクチン（23価ポリサッカライドワクチン）の接種を受けたことがある人は対象となりません。	<b>対</b> 高齢者肺炎球菌ワクチン（23価）を過去に一度も受けたことがない66歳以上の人 <b>場</b> 区内実施医療機関 <b>利</b> 1,500円（生活保護受給者・中国残留邦人等は無料）

**申** 区ホームページからの電子申請、またはお電話で事前申請が必要です。

**問** みなと保健所 保健予防課 保健予防係 ☎（6400）0081

## HIV・性感染症検査・相談

内容	対象・利用者負担等
みなと保健所では、HIV・梅毒即日検査、相談を行っています。また、区内指定医療機関でHIV・性感染症（梅毒・クラミジア・淋菌）の検査(aiチェック)が受けられます。これらの検査は匿名で受けることができ、プライバシーは守られます。	<b>【保健所検査】</b> <b>対</b> 希望する人 <b>場</b> みなと保健所 <b>利</b> 無料 <b>【aiチェック】</b> <b>対</b> 区内在住・在勤・在学者 <b>場</b> 区内指定医療機関 <b>期</b> 6月～2月 <b>利</b> 無料

**問** みなと保健所 保健予防課 保健予防係 ☎（6400）0081

4



健康づくり

## (2) 健康づくり

### 健康相談・禁煙相談

内容	対象・利用者負担等
<p>○健康相談 保健師、管理栄養士が生活習慣病予防に関する相談・助言を行います。 また、血圧測定やInbody測定を実施しております。</p> <p>○禁煙相談 禁煙相談員が禁煙に関する相談・助言を行います。対面相談だけでなく、電話・オンライン（Microsoft Teams）相談が実施できます。</p>	<p><b>対</b> 区民</p> <p><b>場</b> みなと保健所</p> <p><b>期</b> 原則、第2水曜 午前（予約制※）</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申 問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎（6400）0083

※予約について

電話で事前予約が必要です。直接、お問い合わせください。

4

### 健康講座

内容	対象・利用者負担等
<p>生活習慣病予防・健康増進に関する知識の普及と実践のための講座です。</p>	<p><b>対</b> 区内在住・在勤・在学者</p> <p><b>期</b> 「広報みなと」や港区ホームページに掲載します。</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申 問** みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 ☎（6400）0083

### はり・マッサージサービス

内容	対象・利用者負担等
<p>各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）で、健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを年22回実施しています。</p>	<p><b>対</b> 65歳以上の人</p> <p><b>利</b> 1回 1,000円</p>

**申** 各実施施設（86ページ参照）

「広報みなと」をご覧になり、直接、各実施予定のいきいきプラザ等へお申し込みください。

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406



健康づくり

## 健康増進センター（ヘルシーナ）

皆様の健康づくりをサポートするキーステーションです。医師・健康運動指導士・管理栄養士等のスタッフが、健康・体力チェック（健康度測定）を行い、個人にあった健康づくりメニューをご提案します。そのほか、健康教室や各種事業を開催しております。

〒107-0052 港区赤坂4-18-13  
赤坂コミュニティーぷらざ6階

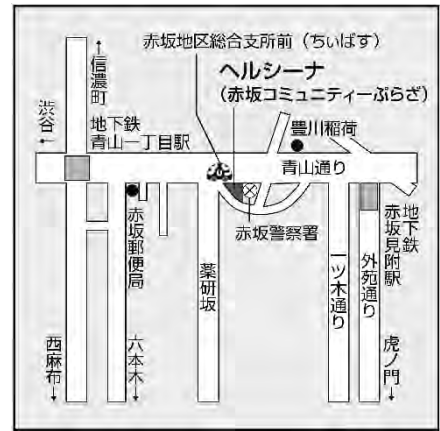
☎ (5413) 2717

FAX (5413) 2718

**時** 午前9時30分～午後9時

**期** 毎月第3日曜日、年末年始

その他、臨時休館する場合があります。



## 健康度測定

内容	対象者・利用者負担等
健康度測定では、医師の指導のもと、運動中の心拍数や血圧測定、心電図検査と体力測定を行い、個人の体力にあった運動、栄養、生活プログラムを作成します。また、医師によるカウンセリング、管理栄養士による栄養指導、健康運動指導士によるトレーニングにより、生活習慣病の予防および改善をはかる健康づくりを行います。健康度測定を受けた方は、「健康づくりコース（全10回）」、「生活習慣病予防・改善コース（全20回）」に参加できます。	<p><b>対</b> 18歳以上の人</p> <p><b>利</b> 【健康度測定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①港区在住の後期高齢者医療制度被保険者…無料</li> <li>②港区国民健康保険被保険者…2,000円</li> <li>③港区在住・在勤者 …4,500円</li> </ul> <p>※受診のとき用意するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の結果（1年以内）</li> <li>・運動できる服装</li> <li>室内用運動靴・タオル</li> <li>・上記測定費用</li> </ul> <p>（①、②の資格を確認できる被保険者証）</p> <p>【健康づくりコース（全10回）】 …1,700円</p> <p>【生活習慣病予防・改善コース（全20回）】 …3,800円（①、②の人は、<u>年度内1回に限り</u>、1,300円で参加できます。年度内2回目以降の料金は3,800円となります。）</p>

**申問** 健康増進センター（ヘルシーナ）（上記参照）

4



健康づくり



## (1) 介護保険

### 介護保険のしくみ

介護保険は、みんなで支えあう制度です。

#### 加入者

40歳以上の方が加入します。

#### ■65歳以上（第1号被保険者）

介護保険サービスを利用できるのは  
介護や支援が必要であると認定された人



#### ■40歳から64歳まで(第2号被保険者)

介護保険サービスを利用できるのは  
医療保険に加入している人で特定疾病<sup>注)</sup>により  
介護や支援が必要であると認定された人



- 介護保険被保険者証を交付します。
- 要介護・要支援を認定します。
- 介護保険負担割合証を交付します。

介護を社会で  
支えあっています

- 介護保険サービスを利用します。
- 介護保険サービス費用のうち、利用者負担分を支払います。  
※介護保険料に未納があると、納めていない期間に応じて給付制限があります。

- 介護保険サービスを提供します。

注) 特定疾病とは、加齢と関係があり、要介護・要支援状態の理由となる心身の障害を起こす病気で、16疾病が指定されています。

- ・がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症







- 介護保険料を納めます。
- 要介護・要支援認定を申請します。

## 港区（保険者）

- 介護保険被保険者証を交付します。
- 要介護・要支援認定を行います。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 介護サービス事業者への支援や指導を行います。
- 介護報酬の支払いを行います。

## 高齢者相談センター （地域包括支援センター）

地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

- 総合相談
- 介護予防ケアマネジメント
- 権利擁護
- 地域ネットワークの強化と活用

- 介護保険サービス費用を請求します。

- 介護保険サービス費用のうち利用者負担額を差し引いた金額を支払います。

## 介護サービス事業者

- 都や区等の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織等が介護保険サービスを提供します。



介護サービスや事業所を選ぶために、とうきょう福祉ナビゲーションの「介護サービス情報の公表」を活用しましょう。

とうきょう福祉ナビゲーション <https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/>

また、港区をサービス提供地域にしている介護サービス事業者を検索することができます。

医療機関・介護事業者検索システム <https://carepro-navi.jp/minato>

# 介護保険サービスと要介護状態区分

## 認定の流れについて

介護保険サービスを利用するときは、「要介護・要支援認定」の申請をしてください。第1号被保険者は原因を問わず、介護が必要になったときに申請できます。第2号被保険者は特定疾病（38 ページ）が原因で、介護が必要になったときに申請できます。

### 申請する

介護が必要になったとき、本人または家族などが高齢者相談センター（地域包括支援センター）または区や各総合支所の窓口にご相談し、申請します。  
居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

### 要介護・要支援認定

- 認定調査 認定調査員が自宅や病院などを訪問し、心身の状況について聞き取り調査を行います。
- +
- 主治医意見書 区から主治医に対し、意見書の作成を依頼します。

#### コンピュータ判定（一次判定）

- 介護認定審査会（二次判定）  
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。
- 認定  
介護を必要とする度合い「要介護状態区分」を認定します。

### 介護 要介護1～5

介護保険サービスを利用  
介護保険の介護サービスを利用できます。

### 予防 要支援1・2

介護予防サービスや総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用  
介護保険の予防給付や訪問型サービス・通所型サービスを利用できます。

### 地域 非該当

地域支援事業の介護予防事業を利用  
区が行う一般介護予防事業のサービスを利用できます。

### 認定結果の通知

区から認定結果を通知します。

5



高齢者福祉・介護サービス

## ■要介護状態区分

要介護 状態区分	状態のめやす	
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない	⇒ 区が行う一般介護予防事業 (みんなの教室等)
要支援 1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要	⇒ 介護予防・生活支援サービス事業 〔訪問型サービス・ 通所型サービス〕 介護保険の介護予防サービス (予防給付)
要支援 2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い	
要介護 1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	⇒ 介護保険の介護サービス (介護給付)
要介護 2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	
要介護 3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要	
要介護 4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	
要介護 5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能	

問 介護保険課 介護認定係 ☎ (3578) 2885~2890

パ あったかいね！介護保険

5



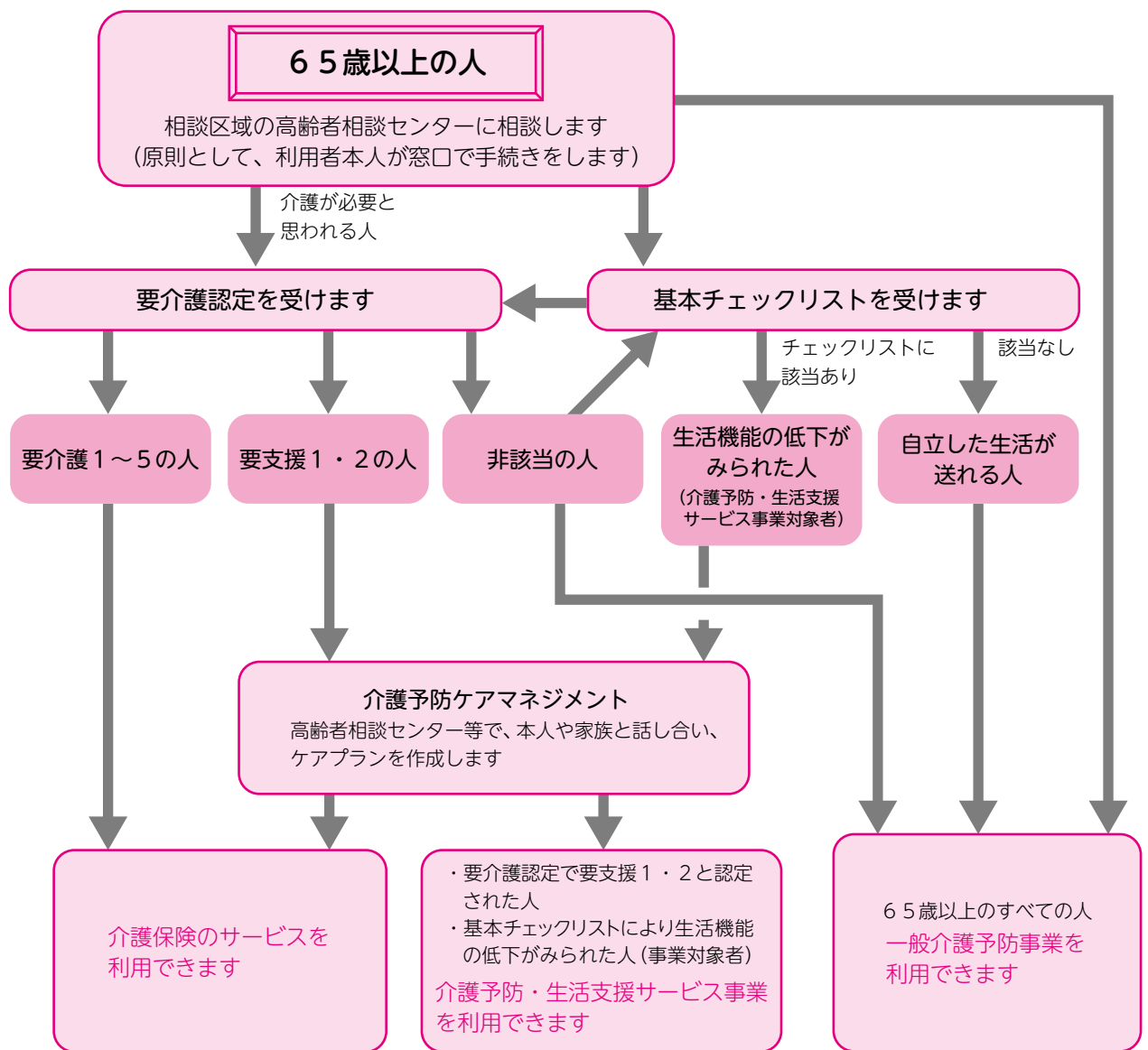
高齢者福祉・介護サービス

## (2) 介護予防

### 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の生活を支える介護や支援には、介護保険のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業があります。

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、区が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



5



高齢者福祉・介護サービス

## 介護予防・生活支援サービス事業

### 1 訪問型サービス

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、利用者が自分でできることが増えるように、食事や洗濯などの支援を行います。

事業	内容	対象・利用者負担等
訪問介護サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。	<b>利</b> 週1回程度 1,341円/月※
生活援助サービス	ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が調理、洗濯、掃除、買い物などの生活援助を行います。	<b>利</b> 1回 259円※
相互支援サービス 〔住民主体型〕 〔介護予防事業〕	住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除などの簡易な生活援助を行います。	<b>対</b> 高齢者の単身世帯、 または高齢者のみ世帯 <b>利</b> 1回 200円

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照） ※利用者負担は、1割負担の場合です。

**問** 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎（3578）2930

### 2 通所型サービス

通所介護施設で介護サービスや体操等を行う事業（デイサービス）のほか、いきいきプラザ等で生活機能の維持向上を目的とする介護予防事業を行います。

事業	内容	対象・利用者負担等
通所介護サービス	高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴などの介護サービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを行います。	<b>利</b> 週1回程度※ 1,960円/月+食費等
みんなの倶楽部 〔住民主体型〕 〔介護予防事業〕	区が養成した介護予防リーダー（住民）が企画・実施するさまざまなプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防にも取り組める講座です。	<b>利</b> 内容等により実費負担あり
みんなと元気塾	いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義などを行う各種講座です。	<b>利</b> 無料

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照） ※利用者負担は、1割負担の場合です。

**問** 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎（3578）2930



### 3 みんなと元気塾 (原則、一般介護予防事業と併用はできません)

事業	内容	対象・利用者負担等
はじめてのマシントレーニング講座	マシンを使用して、柔軟性、筋力、体力の向上を図る講座です。	<b>対</b> 65歳以上の区民で、要介護認定で要支援1・2と認定された人または基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人(事業対象者) <b>場</b> ・各いきいきプラザ ・台場高齢者在宅サービスセンター ・介護予防総合センター(ラクっちゃ) ・港区スポーツセンター <b>利</b> 無料
バランストレーニング足腰元気講座	下肢の筋力を鍛え、転倒、骨折の予防や不安軽減を図る講座です。	
体力アップトレーニング講座	ストレッチや有酸素運動を行い、運動を習慣化して、体力の維持向上を図る講座です。	
水中トレーニング講座	水の浮力を利用し、関節や下肢への負担を軽減して、筋力を強化する講座です。	
みんなの食と健 <small>けんこう</small> 講座	噛む力や飲み込む力などの口腔機能向上と口腔衛生、栄養状態の改善を図る講座です。簡単な体操も行います。	

**申問** 各いきいきプラザ (86ページ参照)

介護予防総合センター(ラクっちゃ)(46ページ参照)など

**問** 各高齢者相談センター(10～13ページ参照)

高齢者支援課 介護予防推進係 ☎(3578)2930

5

## 一般介護予防事業

### 1 みんなの教室

事業	内容	対象・利用者負担等
やわらかボール体操教室	ボール運動により、骨盤底筋を鍛えて尿もれ予防効果を高めます。	<b>対</b> 65歳以上の区民で、1人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人 (*)は60歳から参加できます。 (***)は60歳以上の男性が参加できます。
頭とからだの健康教室	グループワークと体操で、認知症予防効果を高めます。	
男性のための料理教室(**)	料理の基本を学び、食の自立を支援します。	
はじめてのスイーツ教室(*)	お菓子づくりのレシピを学び、認知機能の維持向上を図ります。	

高齢者福祉・介護サービス

事業	内容	対象・利用者負担等
膝痛予防 改善教室（*）	筋力アップによる膝痛の予防・改善を図ります。	<b>場</b> ・各いきいきプラザ ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぶら) ・台場高齢者在宅サービスセンター ・介護予防総合センター(ラクっちゃ) ・健康増進センター(ヘルシーナ) <b>利</b> 無料（男性のための料理教室、はじめてのスイーツ教室のみ食材実費あり）
腰痛予防 改善教室（*）	柔軟性、筋力アップなどにより腰痛の予防・改善を図ります。	
肩こり予防 改善教室（*）	全身運動やストレッチにより、肩こりの予防・改善を図ります。	
動きやすい からだづくり（*）	背骨を動かす運動で、全身を楽に動かせるように整えます。	

**申** 各いきいきプラザ（86 ページ参照）  
 介護予防総合センター（ラクっちゃ）（46 ページ参照） など

**問** 各高齢者相談センター（10～13 ページ参照）  
 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎（3578）2930

## 2 みんなでトレーニング

事業	内容	対象・利用者負担等
マシントレーニング 入門～めざせ！アク ティブシニア～	マシンの使い方や正しいフォームの習得をめざします。また、身近な施設で、自主的に継続して取り組めるようにします。	<b>対</b> 65 歳以上の区民で、1 人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人（*）は60歳から参加できます。 <b>場</b> ・各いきいきプラザ ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ(あいぶら) ・台場高齢者在宅サービスセンター ・介護予防総合センター(ラクっちゃ) ・麻布区民協働スペース 水中健康トレーニングのみ ・港区スポーツセンター ・港南いきいきプラザ(ゆとりーむ) ・赤坂学園赤坂中学校 <b>利</b> 無料
水中健康トレーニング（*）	水の浮力を利用して、関節や下肢の負担を軽減しながらバランス力や体力、筋力の維持向上をめざす事業です。	
セルフマシン トレーニング	自分に合ったマシントレーニングを自主的に継続できるようになることをめざす、経験者向けの講座です。	
ミニ健 30 ～自宅でもできる健康 トレーニング 30分～（*）	自宅でもできる簡単なトレーニングを行い、下肢筋力の向上を図ります。	
健康トレーニング（*）	体を動かしながら、筋力や柔軟性、バランス力の向上を図ります。	
健康サーキット トレーニング（*）	様々なトレーニングを連続・循環(サーキット)して行うことで、総合的な体力アップをめざします。比較的高い体力を有する人向きです。	

**申** 各いきいきプラザ（86 ページ参照）  
 介護予防総合センター（ラクっちゃ）（46 ページ参照） など

**問** 各高齢者相談センター（10～13 ページ参照）  
 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎（3578）2930



## 介護予防総合センター（ラクっちゃ）

区民が健康でいつまでも自分らしくいきいきと暮らせることをめざした、介護予防を専門に行う施設です。原則として、区内在住の65歳以上の人（一部、60歳以上の人ができる教室もあります）が無料で利用できます。介護予防事業への参加やマシントレーニングルームの利用（個人登録が必要）ができ、専門のスタッフが一人ひとりにあったサポートを行っています。

〒105-0023 港区芝浦1-16-1

みなとパーク芝浦2階

☎ (3456) 4157

FAX (3456) 4153

🕒 月～土曜、祝日 午前9時～午後9時30分  
日曜 午前9時～午後5時

📅 1月4日～12月28日

※臨時休館の場合有



### おもな事業

事業	内容	対象・利用者負担等
はじめての英会話(*)	英語で道案内や挨拶ができるように会話の聞き取りや話し方の基本を学びます。	<b>対</b> 60歳以上の区民で、1人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人 <b>場</b> 介護予防総合センター（ラクっちゃ） <b>利</b> 無料
はじめての中国語(*)	中国語で道案内や挨拶ができるように会話の聞き取りや話し方の基本を学びます。	
はじめての韓国語(*)	韓国語で道案内や挨拶ができるように会話の聞き取りや話し方の基本を学びます。	
はじめてのタブレット(*)	タブレットの基本的な使い方を学びます。	
認知症予防(栄養講座編)	食への興味と認知症予防を目的とした講座です。栄養講座と食・栄養に関するグループワーク、日記を活用します。	
認知症予防(パソコン編)	簡単なパソコン操作の技術を学びながらグループワークでミニコミ誌を作ることを通じて認知機能を使う習慣を身につけることを目指します。	
認知症予防(ウォーキング編)	ウォーキングをツールとした認知症予防の教室です。グループワークでウォーキング活動を企画し、実際に歩いてみます。	
スマートフォン簡単使い方講座	スマートフォンの基本操作や使い方（LINEやZoomなど）をご自身のスマートフォンを使って学びます。	
地域元気アップ健康づくり	運動だけでなく住民主体の自主活動につながることを学びます。	

5



高齢者福祉・介護サービス



事業	内容	対象・利用者負担等
自宅でオンラインエクササイズ	ビデオ会議システム（Zoom）を使用して、自宅から介護予防事業に参加できる教室です。	<b>対</b> 60歳以上の区民で、Zoomを使用できるスマートフォンやタブレットの機器をお持ちの人 <b>場</b> 初回のみ介護予防総合センター（ラクっちゃ）、2～12回目は、自宅等のZoomで運動ができる場所 <b>利</b> 無料 ※ただし、発生したデータ通信費用は参加者負担になります。（Wi-Fi通信環境での使用をお勧めします。）
さっそう 颯爽 ラクっちゃ体操	有酸素運動や頭の体操、姿勢改善体操などで頭と身体を総合的に行う教室です。	<b>対</b> 60歳以上の区民で、1人で会場まで通うことができ、継続して参加できる人（**）は60歳以上の男性が参加できます。 <b>場</b> 介護予防総合センター（ラクっちゃ） <b>利</b> 無料
ハーマナイズ <sup>たいそう</sup> 体想	身体全体の調和をとるためのボディワーク。太極拳や気功の動きを取り入れた心地よい動きを行います。	
ラクっちゃエアロビクス	音楽に合わせて全身を動かす有酸素運動を行います。	
ラクっちゃコア	体幹を中心に鍛え、バランスをとり、しっかり身体を支える力を高める教室です。	
ラクっちゃフラダンス	ハワイの音楽を楽しみながらフラダンスの基本を学ぶ教室です。	
ラクっちゃ男塾（**）	フリーウエイトを取り入れたトレーニングを行い、効果的に筋力アップを目指します。	
ラクっちゃマシントレーニング	ウエイトマシンを使った効果的なトレーニングを学びます。	
ファンクショナルエクササイズ	姿勢や身体の歪み、日常生活動作を改善します。	
スクエアステップ	マス目を使い、ステップを踏むことで転倒予防、認知機能向上を目指します。	
ステップエクササイズ	音楽に合わせて踏み台昇降運動を行います。	

**申** 介護予防総合センター（ラクっちゃ）（46ページ参照）

**問** 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎（3578）2930

## みんなといきいき体操

内容	対象・利用者負担等
港区歌に区をイメージする振付けを取り入れ、高齢者が気軽に介護予防に取り組めるように作成した体操です。ご自身の体力に合わせ、立位・座位のどちらでも体操ができます。	<b>対</b> どなたでも <b>場</b> ・各いきいきプラザ ・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいがら） ・台場高齢者在宅サービスセンター ・介護予防総合センター（ラクっちゃ） <b>利</b> 無料

**問** 各実施場所（台場高齢者在宅サービスセンターは84ページ、それ以外は86ページ参照）  
 高齢者支援課 介護予防推進係 ☎（3578）2930



## (3) 介護のための支援

### 紙おむつの給付

内容	対象・利用者負担等
ねたきりなどの高齢者等に対して、月1回自宅に紙おむつを配送します。パンフレット記載の紙おむつ等の中から120ポイントまで選択できます。 ※パンフレットはホームページでご覧いただけます。	<b>対</b> ねたきりまたは失禁状態にあり、要介護認定「要支援1」以上の人 <b>利</b> 月額500円 ※おむつ代の助成と同時に利用はできません。

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)  
各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

### おむつ代の助成

内容	対象・利用者負担等
医療機関に入院している人等へ、おむつ代(月額12,000円限度)を助成します。助成は申請月からの開始となります。	<b>対</b> 医療機関に入院している人等で、要介護認定「要支援1」以上の人 ※紙おむつの給付と同時に利用はできません。

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)  
各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

### 理美容サービス

内容	対象・利用者負担等
理容師または美容師が自宅に訪問し、理容師によるカットおよびシェービング(襟そりのみ)、美容師によるカットおよびソフトメイクを行います。 利用は年6回以内です。	<b>対</b> 65歳以上の要介護認定「要介護3」以上のねたきりなどの人(入院者・施設入所者等は除く) <b>利</b> 1回500円

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)  
各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

5



高齢者福祉・介護サービス

## 寝具乾燥等消毒

内容	対象・利用者負担等
寝具（布団）の乾燥消毒を毎月（年12回、うち2回は水洗い）、自宅で集配して行います。	<b>対</b> 65歳以上の要介護認定「要介護3」以上の人（入院者、施設入所者等は除く） <b>利</b> 利用時に、委託業者へお支払いください。 ①寝具の乾燥消毒…1組 150円 ②掛・敷布団の水洗い消毒 …1枚 300円（年1回） ③毛布の水洗い消毒 …1枚 50円（年1回）

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）  
 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

## 通院支援サービス（病院内介助）

内容	対象・利用者負担等
医療機関への通院に介助が必要な高齢者等に対し、医療機関内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービスを提供します（介護保険制度の対象となる身体介護を行う場合を除きます）。 利用回数は月3回までです。また、1回あたり3時間まで（午前8時～午後6時の間）利用できます。	<b>対</b> 要介護認定「要介護1」以上の認定を受けていて、ケアプランに訪問介護（通院介助）または、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人 ※介護保険の2号被保険者も対象です。 <b>利</b> 下表参照

利用時間	利用者負担金		
	一般	ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者	生活保護受給者
30分まで	150円	40円	無料
1時間まで	250円	70円	
1時間30分まで	350円	100円	
2時間まで	450円	130円	
2時間30分まで	550円	160円	
3時間まで	650円	190円	

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

※申込みの際、必要なもの ケアプラン（第1表～第4表）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

5



高齢者福祉・介護サービス

## 福祉キャブの運行（昇降装置付きタクシー）

内容	対象・利用者負担等
<p>ストレッチャー（寝台）または車いすに乗ったまま利用できる、昇降装置付きタクシーの運行（24時間、年中無休）を行います。利用区域は、出発地または到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市の場合に限ります。利用には、事前に福祉キャブ利用カードの申請が必要です。</p> <p>交付された福祉キャブ利用カードの番号を告げて、区が指定するタクシー会社に予約してください。希望日の1か月前から受け付けています。</p> <p>運転手以外にヘルパー資格を有する介助人が必要な人は、予約時に依頼をしてください。介助人1人の利用料のうち半額を助成します。</p>	<p><b>対</b> 一般の交通機関を利用することが難しい歩行困難な人等で、次のいずれかに該当する人</p> <p>①おおむね65歳以上の人</p> <p>②介護保険の第2号被保険者で要介護認定「要支援1」以上の人</p> <p><b>利</b> タクシーと同額（メーター料金）</p> <p>利用時に、乗務員にお支払いください。身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの人は、提示することにより料金が1割引になります。</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）

各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

5

## 緊急移送サービス

内容	対象・利用者負担等
<p>夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両（福祉キャブと同等の昇降装置付きタクシー、24時間運行）が利用できます。</p> <p>利用方法は福祉キャブと同じですが、原則当日の申込みに限ります。</p> <p>利用区域は福祉キャブと同じです。</p>	<p><b>対</b> 福祉キャブ利用登録者</p> <p><b>利</b> ハイヤー料金と同額（福祉キャブとは異なります）</p> <p>※助成額7,000円を限度に、利用料金の70%を助成します。</p> <p>※車いす・ストレッチャー（寝台）の利用料金全額を助成します。</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）

各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406



高齢者福祉・介護サービス

## 緊急医療短期入所

内容	対象・利用者負担等
介護者の緊急事態等（介護者の病気、入院や親族の葬祭）で一時的に在宅での介護が受けられない場合、医療施設で短期間（7日間まで）、看護による支援を行います。	<p><b>対</b> 在宅の要介護認定「要支援1」以上の高齢者で、介護者の緊急事態等で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ、医療対応が必要なため介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）の利用が困難な人</p> <p><b>利</b> 医療保険の自己負担分・食事負担分・おむつ代・その他必要な経費の負担があります。</p>

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎（3578）2420～2424、2412

## 緊急一時保護

内容	対象・利用者負担等
在宅での介護が一時的に困難となり、緊急に施設での介護が必要となった場合、介護老人福祉施設で短期間介護を行います。 ※入所後は、介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）として介護サービスを行います。	<p><b>対</b> 在宅で介護が必要な高齢者で、次のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①家族からの虐待または放置が認められる人</li> <li>②火災・台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人</li> <li>③認知症などによる徘徊により港区内で高齢者相談センター等に保護された人</li> <li>④介護者の緊急事態で、一時的に在宅での介護が受けられる方策がなく、かつ、介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）および介護老人保健施設等の施設利用も困難な人</li> </ol> <p><b>利</b> 介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）の利用料（介護保険外の滞在費、食費、その他日常生活費などを含む）の負担があります。</p>

**申 問** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎（3578）2407～2411、2413



## 港区版宿泊デイサービス

内容	対象・利用者負担等
<p>デイサービスを利用する要介護者の家族に休息が必要なときや、緊急時に対応するため、デイサービスから引き続き宿泊できるようにし、在宅で介護をする家族の負担軽減を図ります。</p> <p>原則、1泊となります。</p>	<p><b>対</b> 利用希望日現在、芝高齢者在宅サービスセンター、台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護サービスを利用している人（医療対応が必要な人や夜間徘徊などの行動のある人は、対象になりません）</p> <p><b>期</b> 月～金曜</p> <p><b>利</b> 1泊5,000円（夕食・朝食込み）</p>

**申 問** 芝高齢者在宅サービスセンター ☎ (5232) 0848

台場高齢者在宅サービスセンター ☎ (5531) 0520

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎ (3578) 2420～2424、2412

## 介護家族の会

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢者の介護をしている家族が、介護の悩みや不安について安心して話し、交流できる場として開催しています。</p>	<p><b>対</b> 高齢者の介護をしている家族、介護経験のある人</p> <p><b>時</b> 各地区月1回</p> <p><b>利</b> 無料</p>
地区	会の名称
芝	「芝地区 介護家族の会」
麻布	「南麻布ホッと・ネット」
赤坂	「絆の会」
高輪	「高輪地区 みんなで語ろう会」
芝浦港南	「かいごカフェ」

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

※開催日時や会場はお問い合わせください。

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎ (3578) 2407～2411、2413

5



高齢者福祉・介護サービス

## 介護マークの普及

内容	対象・利用者負担等
介護する人の精神的な負担を軽減し、周囲からの協力を得られるように、介護マークを配付します。 ①首かけタイプ 1人1個限り ②腕章タイプ 1人1個限り ③ステッカータイプ 1人5個まで	<b>対</b> 区民で認知症や障害のある人の介護をする家族等 <b>利</b> 無料

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

障害保健福祉センター ☎ (5439) 2511

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

## 税金の控除

内容	対象・利用者負担等
<b>【障害者控除・特別障害者控除対象者認定】</b> 障害者手帳等をお持ちでない人 (65歳以上) でも、障害者に準ずると区が認める場合には、「障害者控除対象者認定」を受けることで、所得税や住民税の控除が受けられます。 ※本人および扶養者が非課税の場合は、認定書は不要です。 ※認定書は税の申告に利用できますが、障害者手帳の代わりにはなりません。 ※郵送での申請も可能です。	<b>対</b> 認定基準日 (税申告の対象となる年の12月31日) において、次の要件をすべて満たす人 ・65歳以上で区民または区介護保険被保険者で住所地特例対象施設に住んでいる人 ・障害者手帳等をお持ちでない人 (一部例外があります)

**申 問** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

※税申告の対象となる年の12月20日から (認定書の交付は、翌年1月1日以降) 申込受付開始となります。

5



高齢者福祉・介護サービス

## (4) 認知症高齢者のための支援

### 認知症予防事業

内容	対象・利用者負担等
認知症について学び、有酸素運動などの認知症予防プログラムを実施します。 ※詳しい内容や日時は、広報みなと等でお知らせします。	<b>対</b> 60歳以上の区民で要介護・要支援の認定を受けていない人 <b>時</b> 年3回 <b>利</b> 無料 ※テキスト代などを実費負担していただくことがあります。

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎ (3578) 2407~2411、2413

### 認知機能測定事業

内容	対象・利用者負担等
記憶力や注意力などの認知機能を測定します（認知症の診断をするものではありません）。運動や栄養に関するミニ講座や、健康相談もできます。 ※詳しい内容や日時は、広報みなと等でお知らせします。	<b>対</b> 50歳以上の区民 <b>時</b> 年3回 <b>利</b> 無料

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎ (3578) 2407~2411、2413

### 認知症初期集中支援事業

内容	対象・利用者負担等
認知症の人やその家族に対して、医療機関の受診や介護サービスの利用を支援するため、チーム員が訪問して一定期間（おおむね6か月以内）集中的に支援します。	<b>対</b> 在宅で生活をしている認知症が疑われる人または認知症の人で、医療サービスもしくは介護サービスを受けていないまたは中断している人 <b>利</b> 無料

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎ (3578) 2407~2411、2413

### コラム

#### 認知症支援コーディネーター

認知症支援コーディネーターは、認知症の人や家族から相談を受けたり、医療や介護サービスを紹介したりしています。

例えば、港区医師会が実施する認知症セルフチェックシート健診受診後、支援を希望された方に対して電話や訪問で個別支援を行います。



認知症支援コーディネーター  
(各高齢者相談センターに配置)



## みんなとオレンジカフェ

内容	対象・利用者負担等
<p>認知症の人やその家族、認知症予防に関心のある人が、気軽に相談や交流ができる場所です。カフェでは、認知症専門医等による講話や相談対応、認知症予防プログラムなどを実施しています。</p>	<p><b>対</b> ①認知症の人および認知症の疑いのある人とその家族 ②認知症予防に関心のある人</p> <p><b>場</b> ・芝地区 東京都済生会中央病院 ・麻布地区 ありすいきいきプラザ ・赤坂地区 赤坂区民センター ・高輪地区 高輪区民センター等 ・芝浦港南地区 介護予防総合センター（ラクっちゃ）</p> <p><b>時</b> 各地区月1回（8月はお休みです）</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申** 不要（※開催日時はお問い合わせください）

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎（3578）2407～2411、2413

## 認知症高齢者等おかえりサポート事業

内容	対象・利用者負担等
<p>認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者等に、登録番号が入ったキーホルダーと身元確認シールを配付します。登録者の衣類や持ち物につけていただき、登録者が発見された場合、発見者がコールセンター（24時間365日体制）へ登録番号を連絡します。コールセンターが、登録番号から身元を確認し、その場所を介護人等にお知らせします。また、登録者は、認知症による徘徊に起因する事故に係る認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。※ただし保険に加入できるのは40歳以上の人のみです。</p>	<p><b>対</b> ①65歳以上の在宅で、認知症により徘徊の恐れがある人 ②65歳未満の在宅で、若年性認知症などにより徘徊の恐れがある人 ※いずれも迎えに行くことができる介護人等がいる人</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）  
各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎（3578）2407～2411、2413

5



高齢者福祉・介護サービス

## 徘徊探索支援

内容	対象・利用者負担等
認知症による徘徊で高齢者が行方不明となった場合に、24時間365日体制で探索サービスを行い、その場所をご家族等にお知らせします。	<b>対</b> 65歳以上の在宅で、探索機器が必要と認められる人 ※迎えに行くことができる家族等がいる人 <b>利</b> [基本] 月額…500円 [現場急行サービス] 1回…3,000円

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 高齢者相談支援係 ☎ (3578) 2407～2411、2413

## 認知症高齢者介護家族支援

内容	対象・利用者負担等
認知症高齢者を介護する家族の負担を軽減するために、業務委託した施設において認知症高齢者を短期間受け入れ、短期入所生活介護(ショートステイ)と同様の介護サービスを提供します。	<b>対</b> ①介護する家族に休養が必要と認められる認知症高齢者 ②緊急に保護する必要がある認知症高齢者 <b>利</b> 1泊につき 宿泊料…5,000円 食事代…1,600円 ※その他特に経費を必要とした場合は、実費負担があります。

**申** 各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎ (3578) 2420～2424、2412

## 認知症高齢者等の相談

内容	対象・利用者負担等
各総合支所、各高齢者相談センター、みなと保健所では、認知症高齢者等の相談を随時行っています。 また、みなと保健所では精神科医師による予約制のこころの健康相談(精神保健福祉相談)も行っています。	<b>対</b> 認知症の悩みをかかえている人とその家族 <b>利</b> 無料

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** みなと保健所 健康推進課 地域保健係 ☎ (6400) 0084

5



高齢者福祉・介護サービス

## (5) 地域で安心して住み続けられる支援

### 日常生活用具の給付

内容	対象・利用者負担等
<p>外出や入浴時に転倒等の不安がある高齢者に、日常生活用具を給付します（入院者、施設入所者等は除く）。</p> <p>申請後、給付を受ける前に、区が協定を締結した福祉用具事業者が、用具を安全かつ効果的に利用できるか確認するための事前調査を行い、その結果を考慮して給付の可否を決定します。</p>	<p><b>対</b> 【歩行補助用具】</p> <p>[シルバーカーまたは杖]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で、用具を使用することで歩行の安定を図れる人</li> <li>・介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人</li> </ul> <p>※要介護認定で、「要介護」の認定を受けている場合は、介護保険のサービスが優先となります。</p> <p>【入浴補助用具】</p> <p>[入浴用椅子または浴槽内椅子]・[滑り止めマット]</p> <p>65歳以上で、用具を使用することで自力での入浴が安全に行える人</p> <p>※入浴用椅子または浴槽内椅子の給付については、要介護認定で「要支援」、「要介護」認定を受けている場合は対象外です。</p> <p><b>利</b> 介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。所得に応じて協定価格の一部自己負担があります。生活保護受給者は、無料です。</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）

各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

※要介護認定で「要支援」、「要介護」の認定を受けている場合は、介護保険負担割合証をお持ちください。

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406



## 家事援助サービス

内容	対象・利用者負担等
<p>日常生活を営むことに支障のある高齢者に、衣類の洗濯、掃除、買い物等の家事援助をするホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します。</p> <p>利用時間については、「自立判定者（要介護認定の未判定者を含む）（以下「自立」）」、「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」）」、要介護認定「要支援1」の人は週2時間、要介護認定「要支援2」の人は週3時間まで利用できます（午前9時～午後5時の間。ただし、土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）。</p> <p>なお、利用者には定期的に高齢者相談センターが実施する、家事援助サービスの利用状況等の調査を受けていただきます。</p>	<p><b>対</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯の人で、高齢者相談センターによる「家事援助サービスにおける日常生活困難判断基準」で50ポイント以上の</p> <p>①「自立」 ②「事業対象者」 ③要介護認定「要支援1・2」の人 ※「事業対象者」、「要支援1・2」の人は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを優先します。 ※家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人についてもご相談ください。</p> <p><b>利</b> 1時間につき 生活保護を受給している人…無料 住民税非課税の人 …120円 上記以外の人 …200円</p>

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

5

## 緊急一時介護人派遣

内容	対象・利用者負担等
<p>病気やけがなど緊急または一時的な理由により、家事援助や身体介護が必要になったときに、対象者の状況を高齢者相談センター職員が訪問調査に伺い、必要と認めた場合、ホームヘルパーを派遣します。</p> <p>利用回数は年3回以内とし、1回の日数は連続3日以内です。派遣時間は、1日につき6時間以内です。</p>	<p><b>対</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ※「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」、要介護認定で「要介護」・「要支援」の人は除きます。</p> <p><b>利</b> 1時間につき 生活保護を受給している人…無料 住民税非課税の人 …120円 上記以外の人 …200円</p>

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

高齢者福祉・介護サービス

## 救急通報システム

内容	対象・利用者負担等
<p>急病などで緊急に助けを求めたいとき、感知器により一定時間人の動きが感じられないときまたは室内で火災が発生したときに専門の警備員が現場に出動し、安否確認や救助活動を行います。お申し込み時に、親族等の緊急連絡先をお願いできる人を伺います。</p> <p>固定電話か、携帯電話をお持ちであれば利用できます。</p>	<p><b>対</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯の人</p> <p>※家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人についてもご相談ください。</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)  
各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

## 訪問電話

内容	対象・利用者負担等
<p>訪問電話相談員が定期的に電話することにより、安否確認をするとともに、各種相談に応じています。</p>	<p><b>対</b> ①近隣に親族が居住していないおおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らしの人</p> <p>②近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)  
各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

5



高齢者福祉・介護サービス

## 配食サービス

内容	対象・利用者負担等
<p>栄養バランスのとれた食事を自宅にお届けし、同時に安否確認を行います。</p> <p>週7食以内で利用でき、希望の曜日、昼食・夕食の別を選択できます。</p>	<p><b>対</b> 次のいずれかに該当し、65歳以上で、食事作りが困難な人</p> <p>①ひとり暮らしの人</p> <p>②高齢者のみの世帯の人</p> <p>③高齢者と障害者のみの世帯の人</p> <p>※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間ひとりになる人についてもご相談ください。</p> <p><b>時</b> ・昼食 午前9時30分～午後0時30分 ・夕食 午後2時30分～午後6時</p> <p><b>利</b> 1食あたり 300円～480円</p> <p>※申請時に7事業者の中から選ぶことができます。</p> <p>※利用開始後、事業者の変更が可能です。ただし、事業者変更届の提出が必要です。</p>

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406

5

## エアコン購入費助成

内容	対象・利用者負担等
<p>夏季における高齢者の熱中症対策を支援するため、エアコンの購入および設置に要する費用を助成します。</p> <p>※助成限度額 77,000円(1世帯1回限り)</p> <p>※購入後の申請は、助成対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>※一時的にエアコンの購入・設置費用をご用意することが難しい場合はご相談ください。</p>	<p><b>対</b> 自宅にエアコンがない、または故障により使用できるエアコンがない世帯で次の要件をすべて満たす世帯</p> <p>① 65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯または65歳以上の高齢者のみで構成される世帯または65歳以上の高齢者と障害者のみで構成される世帯</p> <p>② 世帯員全員が住民税非課税か生活保護を受給している世帯</p>

**申** 各高齢者相談センター (10～13ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406



高齢者福祉・介護サービス

## 補聴器購入費助成

内容	対象・利用者負担等
<p>聴力の低下のため日常生活に支障がある高齢者の生活を支援し、社会参加を促進するため、補聴器の購入に要する費用を助成します。</p> <p><b>【助成額】</b> 補聴器購入額（上限 137,000 円） ただし、住民税課税の人は補聴器購入額の 1/2（上限額 68,500 円）となります。</p> <p>※助成事業の対象となる機器は、公益財団法人テクノエイド協会が認定する補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で購入した補聴器本体（片耳 1 台分）およびその付属品（電池、充電器およびイヤモード）に限ります。</p> <p>※購入後の申請は、助成対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>※区が指定する医療機関や補聴器販売店については、お問い合わせください。</p>	<p><b>対</b> 60 歳以上で次の要件をすべて満たす人</p> <p>①区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が、補聴器の装用を必要と認める人</p> <p>②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人</p>

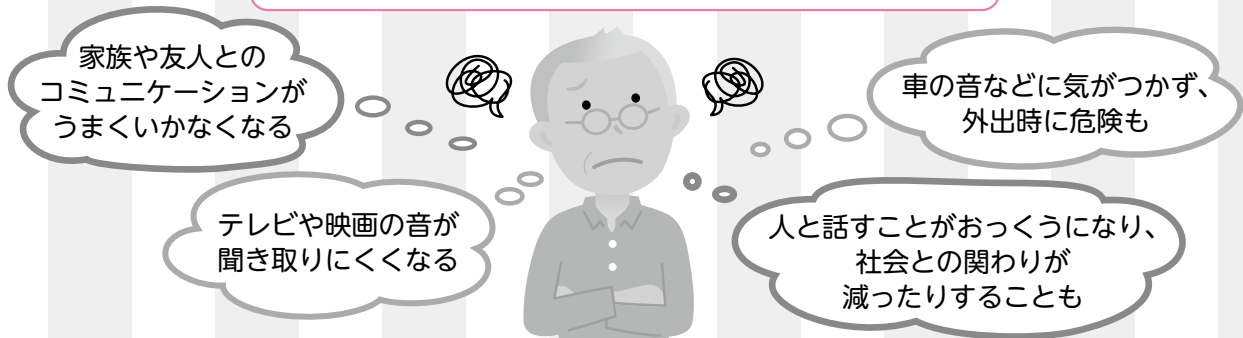
**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17 ページ参照）  
各高齢者相談センター（10～13 ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

### コラム

### コラム

#### 難聴（聞こえにくさ）をほうっておくと…



#### 聞こえのミニ講座



◀ こちらから港区立介護予防総合センターラクっちゃんの言語聴覚士による聞こえの講話動画をご覧ください。



## ごみの戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し収集

事業	内容	対象・利用者負担等
ごみの戸別訪問収集	<p>職員が戸別に訪問して資源・ごみ(以下「ごみ等」)を玄関先から収集します。また、収集の際、事前の連絡がなく、ごみ等が出ていない場合は、状況によりご本人が利用されている訪問介護者等と連携し、安否状況の確認を行います。</p> <p>なお、訪問収集にあたっては、事前に職員がご自宅を訪問して現在のごみ等の排出状況などを確認したうえで実施の可否を決定します。職員が確認に伺う際は、ご本人及びご親族もしくは第三者の立会いをお願いします。</p>	<p><b>対</b> 次のいずれかに該当する人のみで構成する世帯であって、かつ、自力で資源・ごみを集積所(粗大ごみの場合は、自力で粗大ごみを屋外(指定の場所))へ運び出すことが困難で近隣住民等の協力が得られない世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 65歳以上の人</li> <li>② 介護保険法に規定する要介護認定を受けている人</li> <li>③ 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</li> <li>④ 指定難病又は特殊疾病に罹患している人(指定難病:難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定するもの。特殊疾病:東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別表第1の第2類に定めるもの) など</li> </ol> <p>※対象者である旨を証明できるもの(健康保険証、介護保険被保険証など)、また、ごみの戸別訪問収集の場合は、緊急連絡先のお名前・電話番号もご用意ください。</p>
粗大ごみの運び出し収集	<p>職員がご自宅を訪問して粗大ごみを運び出し収集します。運び出しにあたっては、事前に職員がご自宅を訪問して運び出しの可否を決定します。ただし、次のような場合は収集できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ご本人又は代理人が、収集の際に立ち会えないとき</li> <li>② 収集により建物を損傷させる恐れがあるとき</li> <li>③ 作業上、危険を伴うとき</li> <li>④ 長尺物、重量物等出入口から運び出せないとき</li> <li>⑤ 取り外し工事や、解体作業等が必要なとき</li> <li>⑥ 運び出すことが著しく困難なとき</li> </ol>	<p><b>利</b> 無料</p> <p>※粗大ごみの運び出し作業は無料ですが、品目に応じた金額分の「有料粗大ごみ処理券」が必要です(減免が受けられる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。)</p>

**申 問** みなとリサイクル清掃事務所 港区港南3-9-59 ☎ (3450) 8025

5



高齢者福祉・介護サービス



## 家具転倒防止器具等取付支援

内容	対象・利用者負担等
<p>「港区家具転倒防止対策等促進事業」により器具の助成を受けた世帯を対象に、取付けの支援をします。</p> <p>区が指定した業者が、自宅を訪問し、調査を行ったうえ、器具の取付けを行います。</p>	<p><b>対</b> 次のいずれかに該当し、自力で器具等を取り付けることが困難な世帯</p> <p>① 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>② 要介護認定で「要介護3」以上の認定を受けている人を含む世帯</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申** 各総合支所 協働推進課 協働推進係 (15～17ページ参照)

**問** 防災課 地域防災支援係 ☎ (3578) 2516

## 防災用品のあっせん

内容	対象・利用者負担等
<p>防災用品を自身で準備することが困難な人に、防災用品をあっせんします。</p>	<p><b>対</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p><b>利</b> 価格等は防災課までお問い合わせください。</p>

**申 問** 防災課 地域防災支援係 ☎ (3578) 2516

※各総合支所および港区ホームページで申請書の様式を用意しています。

必要事項を記入のうえ、防災課 地域防災支援係まで郵送またはお近くの各総合支所 区民課 保健福祉係でもお預かりします。

## 自動通話録音機の無料貸与

内容	対象・利用者負担等
<p>自動通話録音機は、電話の呼出音が鳴る前に、自動的に相手に警告し、その後の通話内容を実際に録音します。特殊詐欺の犯人は、通話の録音を嫌うため、犯行を諦めさせる効果があります。録音した内容は後で聞くこともでき、通報を行う際にも役立ちます。</p> <p>この自動通話録音機を、区内の高齢者がいる世帯等に無料で貸与します。</p> <p>※お使いの電話機の状況によって利用できない場合があります。</p>	<p><b>対</b> 区内の高齢者（おおむね65歳以上）がいる世帯等</p> <p><b>利</b> 無料</p> <p>※電気料金等は、利用者負担となります。</p>

**申 問** 防災課 生活安全推進担当 ☎ (3578) 2270

5



高齢者福祉・介護サービス

## 救急情報の活用支援（救急医療情報キット）

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢者や障害者などの安全・安心を確保するため、かかりつけ医や持病などの<b>医療情報・薬剤情報提供書（写し）、診察券（写し）、健康保険証（写し）、本人の写真</b>などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えます。持病や服薬等の医療情報を確認することで、適切で迅速な処置が行えること、また緊急連絡先の把握により救急情報シートにない情報の収集や親族などのいち早い協力が得られます。</p>	<p><b>対</b> ① 65歳以上の人 ② 障害者手帳の交付を受けている人 ③ 健康上、不安を抱えている人 等</p> <p><b>利</b> 無料</p>

**申 問** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）

**申** 各いきいきプラザ等（86ページ参照）

各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

芝の家 港区芝3-26-8 ☎（3453）0474

## 高次脳機能障害者機能訓練

内容	対象・利用者負担等
<p>家庭や地域での生活やコミュニケーション等、社会生活自立に向けた支援を行います。</p>	<p><b>対</b> 脳血管障害や頭部外傷等により、高次脳機能障害（器質性精神障害）や言語障害と診断された18歳以上で、機能訓練を行う必要のある人</p> <p><b>場</b> 障害保健福祉センター</p> <p><b>利</b> 無料</p> <p>※訓練教材等の費用負担があります。</p>

**申 問** 障害保健福祉センター 機能訓練担当 ☎（5439）2511

5



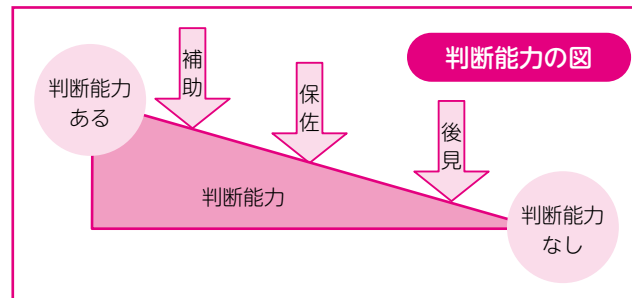
高齢者福祉・介護サービス

## 成年後見制度

判断能力が不十分な人を保護・支援するため、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度で、「法定後見」と「任意後見」の2つから成り立っています。

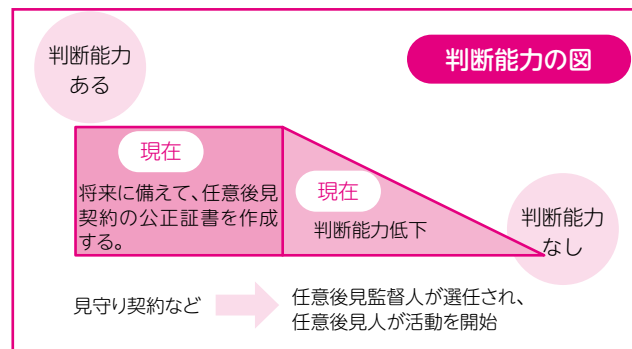
「法定後見」とは、すでに、判断能力が不十分な人を、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。

具体的には、財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を、本人の福祉や生活に配慮しながら本人と一緒に、家庭裁判所に選任された**補助人・保佐人・成年後見人**が行います。また、悪質商法等による被害を防ぐため、成年後見人等には、取消権が与えられ、本人が行った不利益な契約を取り消すこともできます。本人の判断能力によって、**補助・保佐・後見**の3種類に分けられており、類型によって、成年後見人等に与えられる法的権限の範囲等が異なります。



「任意後見」とは、将来、判断能力が衰えたときに備えて任意後見人を決め、支援してほしいことを書面（公正証書）であらかじめ約束しておく制度です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人（任意後見受任者）と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。任意後見受任者が家族等でない場合、任意後見契約とは別に、見守り契約などを結び、任意後見の開始の時期を失することがないように配慮しましょう。



## ●法定後見の手続きの流れ

1	申立て準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の判断能力・日常生活・経済状態をできる範囲で把握します。</li> <li>申立人や後見人等の候補者を検討します。</li> <li>成年後見制度専用の診断書の作成を医師に依頼します（精神科医である必要はありません。まずは、かかりつけ医にご相談ください）。</li> </ul>
2	申立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>申立人が本人の住所地の家庭裁判所に「補助」「保佐」「後見」の開始申立てをします。</li> <li>申立てできる人がいない場合は、区長が申立てをします。</li> <li>※申立てに要する標準的な費用は2～12万円程度です。</li> </ul>
3	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所の調査官が申立人や本人、後見人等候補者と面接します。</li> </ul>
	鑑定	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、家庭裁判所からの依頼により、医師が本人の判断能力を鑑定します。</li> </ul>
	照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭裁判所が親族に対し、意向を確認することがあります。</li> </ul>
4	審判	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所が検討し、審判結果（審判書）が申立人と本人、後見人等に通知されます。</li> <li>※通知があってから2週間の即時抗告期間を経て審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。</li> </ul>
5	開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務局に登録されたのち、後見人等が定められた権限の範囲において、本人を援助します。</li> <li>後見人等の職務は、家庭裁判所や成年後見監督人等が監督します。</li> </ul>

## 5

## 成年後見利用支援センター「サポートみなと」の事業

### ●相談

事業	内容	対象・利用者負担等
成年後見制度等に関する相談	成年後見制度の利用などについて、個別に事情を伺い、相談をお受けします。	<b>対</b> 成年後見制度の申立てを検討している人、成年後見制度について知りたい人
弁護士等による福祉専門相談	福祉サービスの利用に関するトラブルや疑問、成年後見制度、財産管理、権利侵害等について弁護士が個別に相談に応じます。	<b>時</b> 午後1時30分～4時30分 （予約受付順） ※港区社会福祉協議会職員による相談は随時実施しています。 <b>期</b> 月2回 <b>利</b> 無料

### ●成年後見制度の利用支援

成年後見制度や申立て手続きの説明などを行い、家庭裁判所への申立ての支援をします。必要に応じて、家庭裁判所や適切な専門機関へおつなぎします。

事業	内容	対象・利用者負担等
成年後見人等候補者の推薦	後見人等候補者の推薦について依頼を受けた際、事前に登録している候補者を推薦します。	<b>対</b> 成年後見制度の申立てを検討している人
申立経費の助成	法定後見制度の申立てに必要な経費を負担することが困難な人を対象に、申立経費を助成します。	<b>対</b> 成年後見制度を利用する本人が区内在住で、申立人および本人が住民税非課税または生活保護受給者、かつ、申立経費を負担することが困難と認められる場合等（任意後見は除きます）



事業	内容	対象・利用者負担等
成年後見人等後見報酬の助成	法定後見制度の利用にあたり、専門職後見人等の報酬を負担することが困難な人を対象に、報酬を助成します。	<b>対</b> 成年後見制度を利用する本人が区内在住・生活保護受給者またはそれに準ずる場合で、かつ、報酬を負担することが困難と認められる場合等（任意後見は除きます）

### ●成年後見人等のサポート

事業	内容	対象・利用者負担等
親族後見人の支援	親族後見人が安心して後見活動に取り組むことができるよう、活動の相談やニュースレターによる情報提供等により活動を支援します。	<b>対</b> 親族後見人として活動している人
成年後見人等の連絡会	後見活動に役立つ情報や後見人同士の交流・情報交換の場として連絡会を開催します。	<b>対</b> 港区で後見活動をしている成年後見人等

### ●普及・啓発活動

事業	内容	対象・利用者負担等
親族向け後見人講座	弁護士等の専門職を講師として講座を開催します。	<b>対</b> 成年後見制度の申立てを検討している人、親族後見人として活動している人 <b>利</b> 無料
サポートみなと講演会、ミニ講座、出張相談会等	専門職や港区社会福祉協議会の職員が講師となり、講演会や講座を開催します。	<b>対</b> 成年後見制度の申立てを検討している人、成年後見制度に関心のある人 <b>利</b> 無料

### ●福祉サービス利用援助事業

内容	対象・利用者負担等
①福祉サービス利用援助 福祉サービスの利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助など	<b>対</b> 高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人（自分の意思でサポートみなとと契約できる人） <b>利</b> ①・②… 基本料金 1回1時間まで1,500円 延長料金 30分単位で600円を加算 ③…1か月500円
②日常的金銭管理サービス 預貯金等の払戻し・預入れ、公共料金や家賃等の支払の援助など	
③書類等の預かりサービス 大切な書類などのお預かり 【お預かりできるもの】 預貯金通帳・実印・届出印・書類（不動産の権利証、年金証書、保険証書など）	

### ●その他

事業	内容	対象・利用者負担等
区民後見人等候補者の養成等	地域における身近な存在として活動することのできる区民後見人等候補者を養成します。	<b>対</b> 区内または近隣地域にお住まいの人
法人後見事業	適切な後見人等が得られない等、港区社会福祉協議会による法人後見受任が適切な場合に港区社会福祉協議会が後見人等候補者となります。	<b>対</b> 港区社会福祉協議会による法人後見受任が必要な人（その他要件があります）

**申 問** 成年後見利用支援センター「サポートみなと」 ☎（6230）0283

**パ** 成年後見利用支援センター「サポートみなと」（88ページ参照）



## 孫の手サービス

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢等のため、自分で行うことが困難になった家庭内の簡易な作業や、介護保険等の公的サービスの対象外となっているサービス等について、シルバー人材センターが区や地域の関係機関と連携しながらサービスを提供します。</p> <p>センターの会員が長年培ってきた豊かな知識・経験・技能等の能力を使って、ご要望にお応えします。</p>	<p><b>対</b> 60歳以上の人・障害者（家族からの代理依頼可）</p> <p>※その他の区民の人でも下記サービスをご利用いただけますが、料金体系が異なります。</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p> <p><b>利</b> 下表参照</p> <p>なお、消費税を含んだ表記としています。</p> <p>※4月1日現在の金額です。変更する場合があります。</p>

区分	サービス内容	料金
福祉系 (ハートフルサービス)	外出同行	1,300円/時間(交通費実費) ※1時間以内の場合は1,950円/回 (交通費実費)
	話し相手	
	衣替え・衣類整理	
	出張美容(ヘアカット)	カット 4,050円～(交通費実費)
	出張着付け	3,400円～(交通費実費)
地域系 (クイックサービス)	電球の交換	650円/1回2個まで(交通費実費)
	ベランダ清掃	1,300円/時間(交通費実費)
	窓や網戸の清掃	
技能系 (リビングサービス)	包丁研ぎ	700円～/1本(文化包丁)
	網戸の張替	4,000円～/1枚
	蝶番等の調整	2,000円～/1か所
	家具の移動	2,000円～
	粗大ごみ搬出	
	その他小規模修繕	要見積もり お気軽にご相談ください。

**申 問** 公益社団法人 港区シルバー人材センター 港区南麻布1-5-26  
 ゆうあい南麻布3階 ☎ (5232) 9681 FAX (5232) 9680

5



高齢者福祉・介護サービス

## おむすびサービス（住民参加型の有償在宅福祉サービス）

内容	対象・利用者負担等
<p>日常生活を営む上で支援を必要とする人（利用会員）と支援できる人（協力会員）をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制のサービスです。</p> <p>&lt;活動内容&gt;</p> <p>①家事などのサービス            日常の掃除等の家事、通院・外出の付き添い、食事準備、買物代行、話し相手 等</p> <p>②高齢者等世帯支援サービス            高齢者や障害者のみの世帯等を限定に、世帯単位での日常の掃除等の家事等</p> <p>③ワンポイントサービス            トイレ・浴室等水回りの掃除、普段できない掃除や片付け、衣替え 等</p> <p>※以下の活動は、お受けできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的技術のいる掃除</li> <li>・身体介護</li> <li>・大きな家具の移動</li> <li>・同居の家族に関する事（高齢者・障害者のみの世帯を除く）</li> <li>・本人がいない留守宅でのこと 等</li> </ul> <p>※入会前の「おためし利用」もご相談ください。</p>	<p><b>対</b> &lt;会員区分・年会費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用会員                区内で高齢や障害、病気・ケガなど何らかの理由により日常生活を営む上で支援を必要とする人。原則、区内在住                年会費…2,000 円</li> <li>・協力会員                サービスの提供に協力できる 18 歳以上の人（高校生不可）                年会費…2,000 円                更新時…1,000 円</li> <li>・賛助会員                この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援していただける人または団体                年会費…1 □ 2,000 円（何□でも可）</li> </ul> <p>&lt;料金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 時間 ……800 円</li> <li>②・③ 1 時間…1,200 円</li> </ul> <p><b>時</b> 午前 9 時～午後 5 時            ※ 1 回の活動は、原則 2 時間以内です。通院の付き添いについては、ご相談ください。</p> <p><b>期</b> 月～金曜（祝日、年末年始を除く）</p>

**問** 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 ☎（6 2 3 0）0 2 8 4

**パ** 「活動する港社協」（88 ページ参照）

5



高齢者福祉・介護サービス

## 車いすの貸出

内容	対象・利用者負担等
<p>一時的に車いすが必要になった人に貸し出し、日常生活を支援します。</p>	<p><b>対</b> 使用者または借受者が区内在住で、使用者は在宅で生活し、高齢や障害、病気・ケガ等により一時的に歩行困難な人</p> <p>※要介護認定「要介護2～5」と認定されている人または認定される見込みがある人は、介護保険制度の福祉用具貸与（レンタル）をご利用ください。なお、介護保険を申請し、福祉用具貸与の車いすが届くまでの間などは、利用することができます。</p> <p><b>時</b> ・短期貸出 7日以内          ・一般貸出、延長貸出 3か月以内          ※貸出期間は、最長で6か月</p> <p><b>利</b> ・短期貸出…無料          ・一般貸出…1,000円          ・延長貸出…500円</p> <p>※短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へと自動的に変更され維持管理協力費を負担していただきます。</p> <p>※使用者または借受者が港区社会福祉協議会会員、使用者の世帯が住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人については、維持管理協力費が免除となります。</p> <p>※使用者が介護保険証や身体障害者手帳の交付を受けていても、維持管理協力費の免除にはなりません。</p>

**申 問** 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 ☎ (6230) 0284

**問** 車いすステーション

※所在地や連絡先などについては、お問い合わせください。

※申請に必要なもの

①健康保険証・運転免許証など、使用者および借受者の住所が証明できるもの

②使用者が交付を受けている場合は、介護保険証や身体障害者手帳（原本とその写し）

**パ** 「活動する港社協」（88ページ参照）

5



高齢者福祉・介護サービス



## みんなと地域の福祉活動（小地域福祉活動）

内容	対象・利用者負担等
<p>身近な地域で、身近な気になることを、身近なみんなと、身近な活動でつないでいくことをめざしています。あなたの地域で活動を始めてみませんか。必要な情報の提供や活動費用の助成などの支援をします。</p> <p><b>【サロン活動】</b> 身近な地域で閉じこもりがちな人を対象に、サロン活動を通じてつながりづくりを進め、社会的孤立を防止する活動です。特定の趣味活動やサークル活動ではなく、誰もが気軽に定期的に集まれる場を作り、気にかけてあえる関係づくりを進めます。</p> <p><b>【声かけ見まもり活動】</b> 地域組織等（町会・自治会や集合住宅の管理組合等）やサロン活動を実施する地域のグループの人たちで、地域や活動にあった方法を工夫して、「日常的にさりげなく」声をかけ、ゆるやかに見まもる活動です。</p> <p><b>【みんなの会議】</b> 地域組織等に福祉部や福祉委員会などの組織を位置づけて、地域のことを話し合い、ちょっと気になる福祉課題に対して、学習会や交流イベントなどを通じて地域の福祉力向上をめざす活動です。</p>	<p><b>対</b> <b>【サロン活動】</b> ・高齢者、障害者、子育て中の親等</p> <p><b>【声かけ見まもり活動】</b> ・町会・自治会や集合住宅の管理組合等 ・サロン活動を実施する地域のグループ</p> <p><b>【みんなの会議】</b> ・町会・自治会や集合住宅の管理組合等</p>

**問** 港区社会福祉協議会 地域福祉係 ☎ (6230) 0281

**パ** 「活動する港社協」(88 ページ参照)

## 生活福祉資金貸付事業

内容	対象・利用者負担等
<p>世帯の生活の安定と経済的自立を目的として、お住まいの地区の民生委員・児童委員とともにご相談に応じ、必要な資金の貸付を行います。</p> <p>※資金貸付には、東京都社会福祉協議会による審査があります。</p>	<p><b>対</b> 所得の少ない世帯・障害者や介護を要する高齢者のいる世帯</p> <p>※資金の種類により貸付要件等が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。</p>

**問** 港区社会福祉協議会 生活支援係 ☎ (6230) 0282

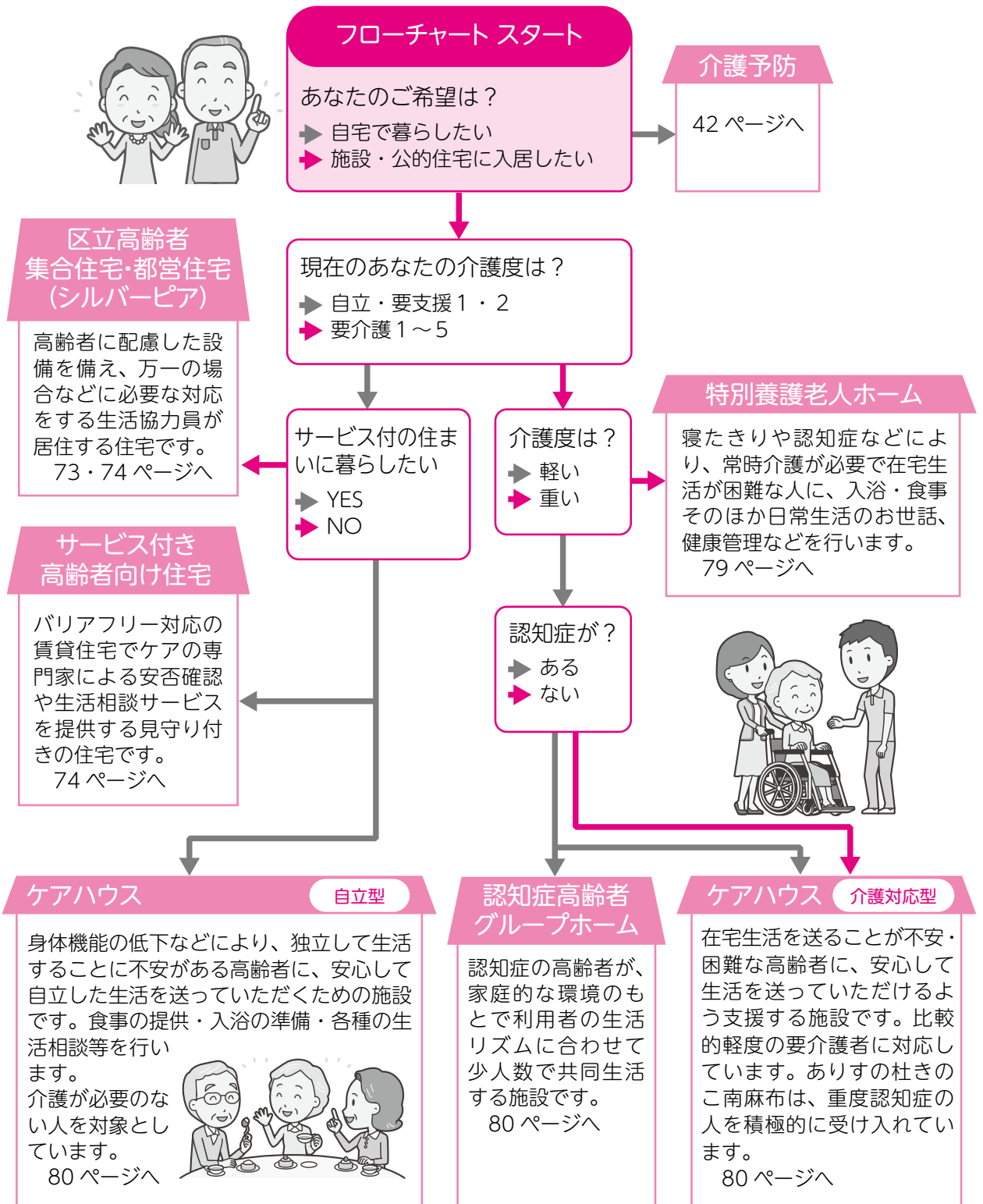
**パ** 「活動する港社協」(88 ページ参照)





区内にある高齢者向けの住まいについてわかりやすくまとめました。矢印に沿ってご自分に合った住まいを見つけてください。

※各施設の詳細は該当ページにあります。



## (1) 住まい

### 区立高齢者集合住宅

内容	対象・利用者負担等
<p>高齢者に配慮した設備を備え、万一の場合等に必要な対応をする生活協力員が居住する住宅です。</p> <p>毎年11月中旬頃、入居登録者募集を行っています。</p> <p>※詳しくは、「広報みなと」等でお知らせします。</p>	<p><b>対</b> ① 65歳以上のひとり暮らしの人(単身者用)、または申込者が65歳以上であり、65歳以上の同居親族(配偶者の場合は60歳以上)か本人とともにみなとマリアージュ制度を利用するもしくは東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた60歳以上の人がいること(2人世帯用)</p> <p>② 申込者が区内に引き続き3年以上居住していること</p> <p>③ 世帯が独立した日常生活を営めること</p> <p>④ 世帯の全員が住宅に困っていること</p> <p>⑤ 世帯の所得が3,228,000円以内であること</p> <p>⑥ 申込者および同居予定者が暴力団員でないこと</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎ (3578) 2420~2424、2412

### 特定公共賃貸住宅(高齢型住戸)

内容	対象・利用者負担等
<p>特定公共賃貸住宅シティハイツ港南の一部の住戸を、バリアフリー改修した高齢者向けの住宅です。</p> <p>※空き家が生じた場合に限り、6月、12月、3月の「広報みなと」等で募集します。</p> <p>※この住宅は中堅所得者向けの住宅です。</p>	<p><b>対</b> ① 申込者が65歳以上であり、次のア・イのいずれかに該当すること</p> <p>ア 申込者が、区内に引き続き3年以上居住していること</p> <p>イ 申込者、配偶者、みなとマリアージュ制度の相手方または東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方の親または子が、区内に引き続き3年以上居住していること</p> <p>② 現に同居し、または同居しようとする人がいる場合は、その人が親族、里子、みなとマリアージュ制度の相手方または東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方であること</p> <p>③ 世帯の所得等が定められた基準内であること</p> <p>④ 現に自ら居住する住宅を必要としていること</p> <p>⑤ 住民税の滞納がないこと</p> <p>⑥ 申込者および同居しようとする人が、暴力団員でないこと</p> <p>※①~⑥以外にも要件があります。詳しくは、募集の期間に配布を行う「申込みのしおり」をご覧ください。</p>

**問** 住宅課 住宅管理係 ☎ (3578) 2265~2269



## 都営住宅（シルバーピア）

内容	対象・利用者負担等
<p>住宅に困窮する高齢者世帯を支援するための、都営住宅の申し込み資格がある65歳以上の単身者または2人世帯で、東京都内に引き続き3年以上居住している人などを対象に、抽選方式により募集している住宅です。</p> <p>※詳しくは、「広報東京都」・「広報みなと」等でお知らせします。</p>	<p><b>対</b> ① 65歳以上の親族と同居していない単身者であること（単身者用）、または申込者が65歳以上であり、65歳以上の同居親族（配偶者の場合は60歳以上）がいること（2人世帯用）</p> <p>② 東京都内（地元割当募集の場合は区内）に引き続き3年以上居住していること</p> <p>③ 所得が定められた基準内であること</p> <p>④ 住宅に困っていること</p> <p>⑤ 世帯の全員が暴力団員でないこと</p>

**申 問** 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

〒150-8322 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 ☎（3498）8894

**申 問**（地元割当の場合）高齢者支援課 高齢者施設係

☎（3578）2420～2424、2412

## グループリビング（高齢者見守りつき住宅）

内容	対象・利用者負担等
<p>要介護・要支援認定を受けている人が、自宅と同じように生活する見守りつきの住宅です。必要に応じて訪問介護やデイサービスなど介護保険サービスを利用しながら、要介護状態でも自宅での生活が継続できます。</p>	<p><b>対</b> 要介護・要支援の認定を受けている人</p> <p><b>利</b> 家賃・共益費・管理費などの利用料のほか、光熱水費など別途自己負担があります。</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎（3578）2420～2424、2412

6

## サービス付き高齢者向け住宅

内容	対象・利用者負担等
<p>バリアフリー対応の単身者用賃貸住宅で、主に、自立または軽度の要介護状態の高齢者向けの住まいです。ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスの提供などにより、高齢者が安心して暮らすことができる住宅です。</p> <p>悠楽里レジデンス六本木（86ページ参照）では、毎年8月頃、入居登録者募集を行っています。</p> <p>※詳しくは、「広報みなと」等でお知らせします。</p>	<p><b>対</b> ① 60歳以上の人</p> <p>② 区内に引き続き3年以上居住していること</p> <p>③ 年間所得額が以下の金額以内であること</p> <p>5,844,000円以内</p> <p>④ 暴力団員でないこと</p> <p><b>利</b> 家賃・共益費・基本サービス費のほかに、光熱水費など別途自己負担があります。</p> <p>※年間所得に応じた、家賃の減額制度があります。</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎（3578）2420～2424、2412



高齢者向け住まい

## 民間賃貸住宅入居支援

内容	対象・利用者負担等
<p>住み替えが必要で新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、民間賃貸住宅の紹介、債務保証会社の紹介と初回保証委託料の助成、入居費用の一部助成を行い、高齢者世帯の良好な居住環境の確保を支援します。</p> <p>※初回保証委託料の助成限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯 ……60,000 円</li> <li>・2人以上の世帯 ……80,000 円</li> </ul> <p>※入居費用の助成限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯 ……360,000 円</li> <li>・2人以上の世帯 ……480,000 円</li> </ul> <p>を限度として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・礼金相当分 ……月額賃料2か月分</li> <li>・仲介手数料 ……月額賃料1か月分</li> </ul>	<p><b>対</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成する、独立して生活できる世帯</p> <p><b>【民間賃貸住宅の紹介】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現在住み替えが必要で、新たな住まいに困窮していること</li> </ul> <p><b>【入居費用の一部助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住み替えの理由が、自己の責めによらない立ち退きであること</li> <li>②この事業で区内の民間賃貸住宅の紹介を受けて入居が決定し、賃貸借契約を締結していること</li> <li>③世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。</li> <li>④生活保護を受給していないこと</li> </ul> <p><b>【債務保証会社の紹介】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①区内の民間賃貸住宅の賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないことまたは債務保証会社の利用が必須であること。</li> <li>②世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。</li> </ul> <p><b>【初回保証委託料の一部助成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①この事業の債務保証会社の紹介を受け当該債務保証会社を利用することまたは民間賃貸住宅の紹介を受け、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ際、家主が指定する債務保証会社を利用する必要があること。</li> <li>②世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。</li> </ul> <p>※本事業を利用して区内に転居先が決まった場合、転居先に救急通報システム（ライフリズムセンサー）の設置が必要です。</p>

**申 問** 各総合支所 区民課 保健福祉係 (15～17ページ参照)

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎ (3578) 2400～2406



# 自立支援住宅改修給付

内容	対象・利用者負担等
<p>日常生活を送るうえで、転倒予防など、生活の質を確保することができるよう、住居内を改修する費用を助成します。</p> <p>※身体状況等を考慮した優良な工事が行われるよう、事前に自立支援住宅改修等コーディネート事業に申請していただきます。申請後、各高齢者相談センター、改修事業者および住宅改修等コーディネーターが自宅へ訪問し、本人の状況や家屋の状況および本人の自宅での生活状況等を確認します。</p> <p>※工事着工後の申請および追加の新たな設置、既存設備の破損・老朽化に伴う改修・リフォームについては、給付対象となりませんのでご注意ください。</p>	<p><b>対</b>【予防給付】 下表参照</p> <p>65歳以上で、区内に居住しており、区の調査で住宅の改修が必要と認められる自立の人（未判定者を含む）</p> <p>※要介護認定「要支援1」以上の人は、介護保険の住宅改修を利用してください。</p> <p><b>設</b>【設備給付】 下表参照</p> <p>既存の設備の使用が困難な人（要介護認定を受けている人も利用可）で、予防給付および介護保険の住宅改修の限度額を超える場合</p> <p><b>利</b>【利用者負担率】 下表参照</p>

種別	助成対象工事	助成限度額
予防給付	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、和式から洋式への便器の取替え	200,000円
設備給付	浴槽の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000円
	流し・洗面台の取替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 ※原則、車いすの利用者で本人が調理・洗面を行っている人が対象です。	156,000円
	便器の洋式化およびこれに付帯して必要な工事	106,000円
利用者負担率	課税状況	
	・生活保護を受給している人	0%
	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	
	世帯全員が住民税非課税	3%
	本人が住民税非課税の人	
上記以外の人	10%	

**申** 各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

6



高齢者向け住まい

## 昇降機設置費助成

内容	対象・利用者負担等	
<p>高齢者の転倒の予防、介護の負担軽減および行動範囲を拡大し、高齢者が在宅での生活の質の向上が図れるよう、住宅に階段昇降機または家庭用エレベーターを設置する場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p><b>【助成限度額】</b> 1,332,000 円</p> <p>※身体状況等を考慮した優良な工事が行われるよう、事前に自立支援住宅改修等コーディネート事業に申請していただきます。申請後、各高齢者相談センター、改修事業者および住宅改修等コーディネーターが自宅へ訪問し、本人の状況や家屋の状況および本人の自宅での生活状況等を確認します。</p> <p>※工事着工後の申請は、助成対象となりませんのでご注意ください。</p>	<p><b>対</b> 65 歳以上の要介護認定「要支援 1」以上の人で、以下の①または②の要件を満たすとともに③に該当し、区の調査で昇降機の設置が必要と認められ、昇降機などの「確認済証」または「建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書」の写しを提出できる人</p> <p>①日常的に車いすまたは歩行器を利用している人</p> <p>②昇降機を必要とする医師の意見書を区へ提出できる人</p> <p>③玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうち 1 つが住宅の 2 階以上または地下階にあり、日常的に昇降する必要がある人</p> <p><b>利</b> <b>【利用者負担率】</b> 下表参照</p>	
利用者負担率	課税状況	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受給している人</li> <li>・本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税</li> </ul>	負担率
	世帯全員が住民税非課税	10%
	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	20%
	本人が住民税課税で世帯全員の合計所得金額が 250 万円未満	30%
	本人が住民税課税で世帯全員の合計所得金額が 250 万円以上 1,000 万円未満	40%
本人が住民税課税で世帯全員の合計所得金額が 1,000 万円以上	50%	
	60%	

**申** 各高齢者相談センター（10～13 ページ参照）

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406



## 共同住宅バリアフリー化支援

内容		対象・利用者負担等	
<p>高齢者が、多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成します。</p> <p>助成対象工事および助成額については、下表をご参照ください。</p> <p>※工事着工後の申請は、助成対象となりません。</p> <p>※募集期間がありますので、お問い合わせください。</p>		<p><b>対</b> 次の要件をすべて満たす共同住宅</p> <p>①区内にある共同住宅で分譲住宅または今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅</p> <p>②65歳以上の高齢者を含む世帯（住民登録されている65歳以上の高齢者がいる世帯）が、居住世帯全体の25%を超える共同住宅</p> <p>③延べ床面積のおおむね2分の1を超える部分が、居住の用途に提供される共同住宅</p> <p>④公的賃貸住宅以外のもの</p> <p>※②については、調査が必要なため、申請前に高齢者支援課在宅支援係にお問い合わせください。</p>	
助成対象工事		助成対象限度額	助成額
出入口・廊下等の段差解消		70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、 <u>いずれか少ない額の2分の1</u>
出入口・階段・廊下等の手すりの設置		70万円	
床のノンスリップ化		70万円	
段差解消機の新設		800万円	
エレベーターの新設		2,000万円	
既存エレベーターのバリアフリー化改修		300万円	

**申** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）

※お申し込みの前に高齢者支援課 在宅支援係までご相談ください。

**問** 高齢者支援課 在宅支援係 ☎（3578）2400～2406

6



高齢者向け住まい



## (2) 老人ホーム

### 特別養護老人ホーム

内容	対象・利用者負担等
<p>常時介護が必要で在宅生活が困難な人に、入浴・食事、その他日常生活の支援・健康管理等を行う施設です。</p> <p>年2回（1月末・7月末締切）、入所者募集を行っています。</p>	<p><b>対</b> 要介護認定「要介護3～5」の人 ※「要介護1・2」の人で特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合に限り、特例的に入所対象者とします。</p> <p><b>利</b> 介護保険の負担割合のほか、居住費・食費、その他日常生活のための費用がかかります。</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎ (3578) 2420～2424、2412  
各高齢者相談センター（10～13ページ参照）

**パ** 「港区施設案内（高齢者施設）」（88ページ参照）

### 養護老人ホーム

内容	対象・利用者負担等
<p>原則、65歳以上で、住居および生活環境上の問題がありかつ経済的に困窮しているため、自宅での生活が困難な人が入所する施設です。</p>	<p><b>対</b> 原則、65歳以上の人で、 ①住居および生活環境上の理由 ②経済的理由 ①および②のいずれにも該当する場合、港区老人ホーム入所判定委員会で対象の可否を判定します。判定の結果、要とされた人を入所対象者とします。</p> <p><b>利</b> 費用は本人の収入や世帯の所得状況によって異なります。</p>

**申 問** 各総合支所 区民課 保健福祉係（15～17ページ参照）



## ケアハウス

内容	対象・利用者負担等
<p>身体機能の低下等により、独立して生活することに不安がある高齢者に、安心して自立した生活を送っていただくための施設です。食事の提供・入浴の準備・各種の生活相談等を行います。介護の必要のない人を対象とする「自立型ケアハウス」、介護の必要な人を対象とする「介護対応型ケアハウス」の2種類があります。</p>	<p><b>対</b> ①自立型 60歳以上で、「自立判定者」・要介護認定「要支援1・2」の人等 ②介護対応型 60歳以上で、要介護認定「要介護1～5」の人等</p> <p><b>利</b> 利用者の収入に応じた負担があります。</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎ (3578) 2420～2424、2412

**申** 各施設に、直接、お申し込みください。(85ページ参照)

**パ** 「港区施設案内(高齢者施設)」(88ページ参照)

## 認知症高齢者グループホーム

内容	対象・利用者負担等
<p>認知症の高齢者が、家庭的な環境の下で利用者の生活のリズムに合わせて少人数で共同生活をする施設です。 随時受付し、空室状況により入居できます。</p>	<p><b>対</b> 要介護認定「要支援2」・「要介護1～5」の人で認知症の人(共同生活に支障のある人は除く)</p> <p><b>利</b> 介護保険の負担割合のほか、家賃・食費、日常生活費(共益費)、光熱水費、管理費などがかかります。</p>

**問** 高齢者支援課 高齢者施設係 ☎ (3578) 2420～2424、2412

**申** 各施設に、直接、お申し込みください。(85ページ参照)

**パ** 「港区施設案内(高齢者施設)」(88ページ参照)

6

## 老人保健施設

内容	対象・利用者負担等
<p>病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所して利用する施設です。</p>	<p><b>対</b> 要介護認定「要介護1～5」の人</p> <p><b>利</b> 介護保険の負担割合のほか、居住費・食費・その他日常生活のための費用がかかります。</p>

**申 問** 各施設に、直接、お申し込みください。(85ページ参照)

**パ** 「港区施設案内(高齢者施設)」(88ページ参照)



高齢者向け住まい

## ACP「人生会議」

自分が病気になったり、介護が必要になったりしたときに、「大事にしたいこと・望む生き方」をあらかじめ考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の思いを共有することを、アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning)、略してACP「人生会議」といいます。

### ✿ ACP「人生会議」をやってみましょう！

1

#### 希望や思いについて考えてみる

自分はどんなことを大事にしたいか、どんな医療を受けたいか等、考えてみましょう！

2

#### 健康について学ぶ

自分の健康について、かかりつけ医や主治医などに相談してみましょう！  
病気がある場合は、将来どうなるのか、どういう治療ができるのか学びましょう。

3

#### 意思を決定してくれる人を選ぶ

自分で意思を伝えられなかった時に、代わりにあなたの意思を尊重して伝えてくれる人を選びましょう！

4

#### 信頼できる人に話す

自分の医療に関する思いや希望を家族や代理人、医療者等の信頼できる人たちに話しましょう！

5

#### 共有して残す（書き留める）

自分の希望を書き出しておきましょう！文章に残しておくことで、周囲の人も共有することができます。

もし、希望や思いが変化した場合は、見直して書き直しておきましょう。

人生の終わりで、あなたは、どのように過ごしたいですか？  
もしものときのために  
ACP「人生会議」  
～自分が望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～  
11180202 厚生労働省 健康・福祉政策局

誰でも、いつでも、自由に開くべき大切な権利やケアがある可能性があります。  
自分の意思が通った状態になる。約70%の方が、医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。  
自分が希望する医療やケアを受けられるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを受けたいかを自分で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。

話し合いの相手かた【例】

- あなたが大切にしていることは何ですか？
- あなたが自然なまま希望する医療やケアはありますか？
- 信頼できる人や医療・ケアチームと話し合いましたか？
- 話し合いの相手と大切に伝えたいことを共有しましたか？

もしものときのために、あなた自身の医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する準備を「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」とします。  
あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや家族等へ適切な情報と説明がなされるのが重要です。

このように準備は、本人の意思や状況に合わせて、繰り返し行うことが必要です。繰り返し行うことこそ意味があるのです！！

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
https://www.mhlw.go.jp/advance\_02783.html

### ACP「人生会議」の大切なこと

ACP「人生会議」は、状況が変わるごとに繰り返し行うことが大切です。

まずは、本人と家族、専門職が集まり、現在の状況と本人の希望や意思を確認し共有します。

本人の意思を尊重しつつ、今後の医療や介護ケアについて話し合い方針を決めていきます。

一度方針を決めたら終わりではなく、本人の状況が変化するたびにACP「人生会議」を繰り返すことが必要です。繰り返し行うことにこそ意味があるのです！！





## (1) 医療が必要になった時

### 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

内容	対象・利用者負担等
<p>75歳以上の人（65歳から74歳までで障害認定を受けている人を含む）は、それまで加入していた医療保険（国民健康保険・被用者保険等）から後期高齢者医療制度に移行します。</p> <p>制度の運営は、都内の全区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。</p>	<p><b>対</b> 75歳以上の人</p> <p>※ 65歳以上で一定の障害のある人は、申請をし、「東京都後期高齢者医療広域連合」に認定された日からとなります。</p> <p><b>利</b> ・ 同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合、3割負担</p> <p>・ 同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上の人がいる場合、2割負担</p> <p>・ 上記以外の方は1割負担</p>

**問** 国保年金課 高齢者医療係 ☎ (3578) 2654～2659

**パ** 「長寿だより」(88ページ参照)

### 国民健康保険高齢受給者証

内容	対象・利用者負担等
<p>70歳になると「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。高齢受給者証には医療機関の窓口での一部負担金の割合が記載されています。医療機関を受診するときは、国民健康保険被保険者証（保険証）と高齢受給者証の2枚を窓口で提示してください。</p> <p>※ 3割負担と判定された人でも、前年の収入金額等により一部負担金の割合が2割となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p><b>対</b> 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者</p> <p>※ 70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生月）の1日から適用されます。</p> <p><b>利</b> ・ 本人および同じ世帯の70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合、3割負担</p> <p>・ 本人および同じ世帯の70歳から74歳までの国民健康保険被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合、2割負担</p>

**問** 国保年金課 資格保険料係（収納業務担当） ☎ (3578) 2574～2578



## (2) 国民年金

### 老齢基礎年金

内容	対象・利用者負担等
国民年金に加入し、次の期間（受給資格期間）を合算した年数が10年以上ある人が、65歳から受けることができます。 ①保険料を納めた期間 ②保険料の免除を受けた期間 ③厚生年金・共済年金の加入期間やその他の合算することができる期間 ※合算できる期間は、その人の事情によりさまざまナケースがありますので、ご相談ください。 ※繰上げ支給・繰下げ支給については、下記を参照してください。	<b>対</b> 大正15年4月2日以降昭和31年4月1日以前に生まれた人 [加入可能年数すべての期間の保険料を納めた場合の満額の令和6年度年金額] …813,700円 昭和31年4月2日以降に生まれた人 [加入可能年数すべての期間の保険料を納めた場合の満額の令和6年度年金額] …816,000円 ※受給月は、各偶数月に、前月までの2か月分ずつ支払われます。

#### [繰上げ支給・繰下げ支給]

老齢基礎年金の受給開始は、原則として65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給を、また66歳以降に増額された繰下げ支給の老齢基礎年金が受けられます。いったん支給を受け始めると、支給率は一生変わりません。なお、繰上げ請求した後に、病気やけがで1級または2級程度の障害に該当するようになった場合、障害基礎年金は受けられないことがありますのでご注意ください。

請求時の年齢	支給率
60歳	76%
61歳	80.8%
62歳	85.6%
63歳	90.4%
64歳	95.2%
65歳	100%
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142%
71歳	150.4%
72歳	158.8%
73歳	167.2%
74歳	175.6%
75歳	184%

※表は、昭和37年4月2日以降に生まれた人の1年単位の減額率・増額率での計算例  
 ※減額率・増額率は次のとおり月単位で計算されます。

- ・繰上げ減額率=0.4%(昭和37年4月1日以前に生まれた人は0.5%)×繰り上げた月数(60歳~64歳)
- ・繰下げ増額率=0.7%×繰り下げた月数(66歳~75歳)

**問** 加入していた年金制度が、国民年金第1号被保険者期間（自営業、自由業、学生、無職など）のみの人 国保年金課 国民年金係 ☎(3578)2662~2666  
 厚生年金期間（会社員、公務員など）、国民年金第3号被保険者期間（会社員、公務員などに扶養されている配偶者）のある人

港年金事務所 〒105-8513 港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館  
 ☎(5401)3211





地図は87ページをご覧ください。施設名の\*は、災害時の福祉避難所に指定された施設です。

## 特別養護老人ホーム

	施設名	所在地	電話・FAX	指定管理者（指定期間）	地図
区立	サン・サン赤坂 *	赤坂 6-6-14	☎ (5561) 7833 FAX (5561) 7837	社会福祉法人 東京聖労院 (R4.4.1～R9.3.31)	①
	白金の森 *	白金台 5-20-5	☎ (3449) 9611 FAX (3449) 9617	社会福祉法人 奉優会 (R4.4.1～R9.3.31)	②
	港南の郷 *	港南 3-3-23	☎ (3450) 5571 FAX (3450) 3368	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部東京都済生会 (R4.4.1～R9.3.31)	③

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(社会福祉法人立) 新橋さくらの園 *	新橋6-19-2	☎ (3433) 0183 FAX (3433) 7320	④
	(社会福祉法人立) ありすの杜きこの南麻布 *	南麻布4-6-1 南棟	☎ (5739) 0585 FAX (3445) 5309	⑤
	(社会福祉法人立) 洛和ヴィラ南麻布 *	南麻布4-6-1 北棟	☎ (6408) 8677 FAX (5420) 8711	
	(社会福祉法人立) 南麻布シニアガーデンアリス *	南麻布4-6-13	☎ (5843) 0975 FAX (5843) 0976	⑥
	(社会福祉法人立) 麻布慶福苑 *	南麻布5-1-20	☎ (3446) 5501 FAX (3443) 8466	⑦
	(社会福祉法人立) ベル *	西麻布4-7-2	☎ (3499) 2823 FAX (3499) 2826	⑧

## 高齢者在宅サービスセンター

	施設名	所在地	電話・FAX	指定管理者（指定期間）	地図
区立	芝高齢者在宅 サービスセンター *	芝 3-24-5	☎ (5232) 0848 FAX (5446) 5857	医療法人財団 百葉の会 (R4.4.1～R9.3.31)	⑨
	虎ノ門高齢者在宅 サービスセンター *	虎ノ門 1-21-10	☎ (3539) 3710 FAX (3539) 3709	医療法人財団 百葉の会 (R4.4.1～R9.3.31)	⑩
	南麻布高齢者在宅 サービスセンター *	南麻布 1-5-26	☎ (5232) 9672 FAX (5232) 9675	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部東京都済生会 (R4.4.1～R9.3.31)	⑪
	サン・サン赤坂 *	赤坂 6-6-14	☎ (5561) 7831 FAX (5561) 7837	社会福祉法人 東京聖労院 (R4.4.1～R9.3.31)	①
	北青山高齢者在宅 サービスセンター *	北青山 1-6-1	☎ (5410) 3410 FAX (5410) 3418	社会福祉法人 東京聖労院 (R4.4.1～R9.3.31)	⑫
	白金の森 *	白金台 5-20-5	☎ (3449) 9615 FAX (3442) 3110	社会福祉法人 奉優会 (R4.4.1～R9.3.31)	②
	港南の郷 *	港南 3-3-23	☎ (3450) 5571 FAX (3450) 3368	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部東京都済生会 (R4.4.1～R9.3.31)	③
	台場高齢者在宅 サービスセンター *	台場 1-5-5	☎ (5531) 0520 FAX (5531) 0523	医療法人財団 百葉の会 (R4.4.1～R9.3.31)	⑬



## 小規模多機能型居宅介護施設

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(社会福祉法人立) ありすの杜きのご南麻布 *	南麻布 4-6-1 南棟	☎ (5739) 0585 FAX (3445) 5309	⑤
	(社会福祉法人立) 優っくり小規模多機能介護乃木坂	赤坂 9-4-2	☎ (6804) 5267 FAX (6804) 5268	⑮
	(株式会社立) こゆらり高輪	高輪 1-5-38	☎ (5422) 6921 FAX (5422) 6981	⑭
	(社会福祉法人立) 優っくり小規模多機能介護高輪台	高輪 3-10-16	☎ (6456) 3912 FAX (6456) 3932	⑳

## 看護小規模多機能型居宅介護施設

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(医療法人社団立) 青山メディケア複合型 サービスケアセンター	南青山 7-13-6	☎ (3486) 0900 FAX (3486) 2601	⑯

## ケアハウス

	施設名	所在地	電話・FAX	指定管理者 (指定期間)	地図
区立	港南の郷	港南 3-3-23	☎ (3450) 5950 FAX (3450) 5577	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 東京都済生会 (R4.4.1 ~ R9.3.31)	③

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(社会福祉法人立) ありすの杜きのご南麻布	南麻布 4-6-1	☎ (5739) 0585 FAX (3445) 5309	⑤

## 老人保健施設

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(社会福祉法人立) 新橋ばらの園 *	新橋 6-19-2	☎ (3433) 0182 FAX (3433) 7320	④
	(医療法人立) ルネサンス麻布 *	南麻布 2-10-21	☎ (3453) 5015 FAX (3453) 5026	⑰
	(社会福祉法人立) 洛和ヴィラサラサ *	南麻布 4-6-1 北棟	☎ (6408) 8676 FAX (5420) 8711	⑤

## 認知症高齢者グループホーム

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(社会福祉法人立) ありすの杜きのご南麻布 *	南麻布 4-6-1 南棟	☎ (5739) 0585 FAX (3445) 5309	⑤
	(医療法人立) グループホーム青山	南青山 1-3-16 S棟 2F	☎ (3402) 3155 FAX (3402) 3155	⑱
	(株式会社立) グループホームしろかね	白金 3-3-1	☎ (5447) 1573 FAX (3440) 6271	⑲
	(社会福祉法人立) 優っくりグループホーム高輪台	高輪 3-10-16	☎ (6456) 3982 FAX (6456) 3992	㉑
	(社会福祉法人立) グループホームみたて	港南 4-5-3	☎ (5463) 8735 FAX (5463) 8736	㉒

## グループリビング (高齢者見守りつき住宅)

	施設名	所在地	電話・FAX	地図
民設	(社会福祉法人立) グループリビングみたて	港南 4-5-3	☎ (5783) 5120 FAX (5783) 5122	㉓



## サービス付き高齢者向け住宅

	施設名	所在地	電話	地図
民設	悠楽里レジデンス六本木	六本木6-5-25	☎ (6447) 5037	㊴

## いきいきプラザ

施設名	所在地	電話・FAX	指定管理者（指定期間）	地図
三田いきいきプラザ	芝4-1-17	☎ (3452) 9421 FAX (3452) 2018	百葉の会・ヘルスケアデザインネットワーク・東急コミュニティ共同事業体 (R4.4.1～R9.3.31)	ア
神明いきいきプラザ	浜松町1-6-7	☎ (3436) 2500 FAX (3436) 2510		イ
虎ノ門いきいきプラザ	虎ノ門1-21-10	☎ (3539) 2941 FAX (3539) 2940		ウ
南麻布いきいきプラザ	南麻布1-5-26	☎ (5232) 9671 FAX (5232) 0568	セントラルスポーツ・東急コミュニティ共同事業体 (R4.4.1～R9.3.31)	エ
ありすいきいきプラザ	南麻布4-6-7	☎ (3444) 3656 FAX (3444) 3298		オ
麻布いきいきプラザ	元麻布3-9-6	☎ (3408) 7888 FAX (3408) 2585		カ
西麻布いきいきプラザ	西麻布2-13-3	☎ (3486) 9166 FAX (3486) 9216		キ
飯倉いきいきプラザ	東麻布2-16-11	☎ (3583) 6366 FAX (3583) 4339		ク
赤坂いきいきプラザ	赤坂6-4-8	☎ (3583) 1207 FAX (3583) 5627	ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体 (R4.4.1～R9.3.31)	ケ
青山いきいきプラザ	南青山2-16-5	☎ (3403) 2011 FAX (3403) 3427		コ
青南いきいきプラザ	南青山4-10-1	☎ (3423) 4920 FAX (3423) 6158		サ
豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	☎ (3453) 1591 FAX (3453) 3613	社会福祉法人奉優会 (R4.4.1～R9.3.31) ※神応いきいきプラザの指定期間は、R5.4.1～R9.3.31	シ
高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15	☎ (3449) 1643 FAX (3449) 0783		ス
白金いきいきプラザ	白金3-10-12	☎ (3441) 3680 FAX (3444) 9829		セ
神応いきいきプラザ	白金6-9-5	☎ (5422) 8848 FAX (5447) 0078		ソ
白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5	☎ (3440) 4627 FAX (3440) 0795		タ
港南いきいきプラザ (ゆとりーむ)	港南4-2-1	☎ (3450) 9915 FAX (3450) 9916	ピーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体 (R6.4.1～R11.3.31)	チ

## 芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）

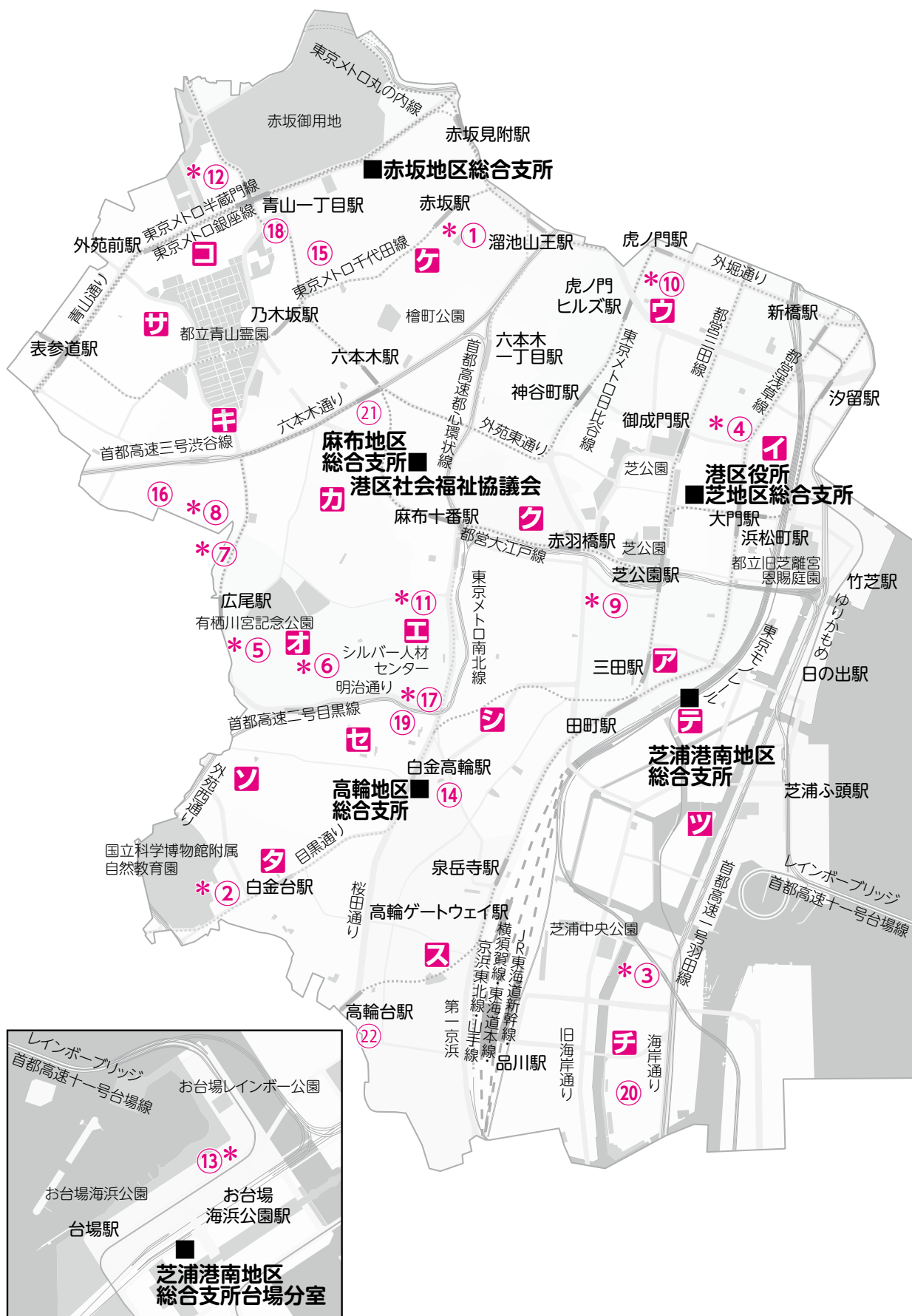
施設名	所在地	電話・FAX	指定管理者（指定期間）	地図
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ（あいぷら）	芝浦4-20-1	☎ (5443) 7338 FAX (5443) 2512	公益財団法人 東京YMCA (R4.4.1～R9.3.31)	ツ

## 介護予防総合センター（ラクっちゃ）

施設名	所在地	電話・FAX	指定管理者（指定期間）	地図
介護予防総合センター（ラクっちゃ）	芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦2階	☎ (3456) 4157 FAX (3456) 4153	セントラルスポーツ株式会社 (R2.4.1～R7.3.31)	テ







高齢者福祉施設等一覧

8



## 高齢者サービス等に関するパンフレット一覧

高齢者の皆さんに提供しているサービスや区内の高齢者施設などについて、サービスの内容や利用方法、問合せ先などを掲載しているパンフレットを一覧にしています。

名称	主な内容	担当課	主な配布場所
港区立いきいきプラザ等施設案内	いきいきプラザの案内パンフレット	各いきいきプラザ (86 ページ参照)	各総合支所、各いきいきプラザ
港区施設案内 (高齢者施設)	港区内の高齢者施設の案内パンフレット	高齢者支援課 高齢者施設係 (14 ページ参照)	各総合支所、各高齢者相談センター、高齢者支援課等
高齢者相談センター をご利用ください	高齢者相談センターの案内パンフレット	高齢者支援課 高齢者相談支援係 (14 ページ参照)	各総合支所、各高齢者相談センター、介護予防総合センター等
みんなと介護予防	介護予防・日常生活支援総合事業の案内パンフレット	高齢者支援課 介護予防推進係 (14 ページ参照)	各総合支所、各高齢者相談センター、各いきいきプラザ、介護予防総合センター等
あったかいね！ 介護保険	介護保険制度の概要、利用のしかた、事業者リスト	介護保険課 介護給付係 (14 ページ参照)	各総合支所、各高齢者相談センター、介護予防総合センター等
長寿だより	後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした保健事業等の案内	国保年金課 高齢者医療係 (3578) 2654 ~ 2659	各総合支所、国保年金課 ※ 6 月上旬に後期高齢者医療制度被保険者に送付
活動する港社協	港区社会福祉協議会をわかりやすくまとめたハンディタイプのパンフレット 成年後見制度利用促進事業や総合的な福祉サービス利用援助事業、車いす貸出事業、おむすびサービスなど、高齢者に係わる事業をはじめ、小地域福祉活動、ボランティア活動などについても掲載	港区社会福祉協議会 経営管理係 (20 ページ参照)	各総合支所、各いきいきプラザ、各図書館、区立施設等
成年後見利用 支援センター サポートみなと	成年後見制度 総合的な福祉サービス利用援助事業の案内	港区社会福祉協議会 成年後見推進係 成年後見利用支援センター「サポートみなと」 (20 ページ参照)	各総合支所、各高齢者相談センター等



# さくいん

## あ行

青山生涯学習館	24
いきいきプラザ	22・86
一般介護予防事業	44
医療機関・介護事業者検索システム	8
エアコン購入費助成	60
HIV・性感染症検査・相談	35
ACP「人生会議」(コラム)	81
『お口の健診』	33
おむすびサービス (住民参加型の有償在宅福祉サービス)	69
おむつ代の助成	48

## か行

介護家族の会	52
介護保険サービスと要介護状態区分	40
介護保険のしくみ	38
介護マークの普及	53
介護予防・生活支援サービス事業	43
介護予防総合センター(ラクっちゃ)	46・86
介護予防・日常生活支援総合事業	42
介護予防リーダー・サポーター養成講座	23
家具転倒防止器具等取付支援	63
家事援助サービス	58
紙おむつの給付	48
肝炎ウイルス検診	33
がん検診	32
看護小規模多機能型居宅介護施設	85
がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなと)	18
基本健康診査	31
救急情報の活用支援(救急医療情報キット)	64
救急通報システム	59
共同住宅バリアフリー化支援	78
緊急移送サービス	50
緊急一時介護人派遣	58
緊急一時保護	51
緊急医療短期入所	51

区民保養施設利用料金の減額	28
区立高齢者集合住宅	73
グループリビング (高齢者見守りつき住宅)	74・85
車いすの貸出	70
ケアハウス	80・85
結核健診(胸部エックス線撮影)	33
健康講座	36
健康増進センター(ヘルシーナ)	37
健康相談・禁煙相談	36
健康度測定	37
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	82
高次脳機能障害者機能訓練	64
高齢者インフルエンザ予防接種	34
高齢者在宅サービスセンター	84
高齢者相談センター(地域包括支援センター)	10・裏表紙
高齢者聴力検査	34
高齢者肺炎球菌予防接種	35
高齢者肺炎球菌任意接種費用助成事業 (令和6年度限り)	35
高齢者向け住まい	72
国民健康保険高齢受給者証	82
国民年金	83
骨粗しょう症検診	33
寿商品券等の贈呈	28
ごみの戸別訪問収集	62
ご遺族支援コーナーのご案内	9

## さ行

在宅療養後方支援病床	8
在宅療養相談センター	19
さくらだ学校	24
サービス付き高齢者向け住宅	74・86
施設利用料金の免除	27
自動通話録音機の無料貸与	63
芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ (あいづら)	22・86

社会福祉協議会	20
就業相談・支援	29
生涯学習センター（ばるーん）	24
小規模多機能型居宅介護施設	85
昇降機設置費助成	77
消費者センター	19
自立支援住宅改修給付	76
シルバー人材センター	21
シルバークラス	26
寝具乾燥等消毒	49
生活援助サービス	43
生活福祉資金貸付事業	71
税金の控除	53
成年後見制度	65
成年後見利用支援センター「サポートみなと」の事業	66
相互支援サービス	43
粗大ごみの運び出し収集	62

た行

带状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業	34
台場シャトルバス（お台場レインボーバス）	26
チャレンジコミュニティ大学	25
長寿を祝う集い	28
通院支援サービス（病院内介助）	49
通所介護サービス	43
都営住宅（シルバーピア）	74
特定健康診査・特定保健指導	30
特定公共賃貸住宅（高齢型住戸）	73
特別養護老人ホーム	79・84

な行

日常生活用具の給付	57
認知機能測定事業	54
認知症高齢者介護家族支援	56
認知症高齢者グループホーム	80・85
認知症高齢者等おかえりサポート事業	55
認知症高齢者等の相談	56
認知症支援コーディネーター（コラム）	54
認知症初期集中支援事業	54
認知症予防事業	54

は行

徘徊探索支援	56
配食サービス	60
はり・マッサージサービス	36
福祉キャブの運行（昇降装置付きタクシー）	50
福祉総合窓口	13
還付金詐欺	裏表紙
ふれあい相談員	18
防災用品のあっせん	63
訪問介護サービス	43
訪問電話	59
補聴器購入費助成	61
ボランティア活動	25

ま行

港区高齢者地域活動情報サイト「スタみな」	8
孫の手サービス	68
港区語り部の会	24
港区コミュニティバス（ちいばす）	26
港区版宿泊デイサービス	52
民間賃貸住宅入居支援	75
民生委員・児童委員	18
みんなでトレーニング	45
みんなといきいき体操	47
みんなとオレンジカフェ	55
みんなと元気塾	44
みんなと地域の福祉活動（小地域福祉活動）	71
みんなの教室	44
みんなの倶楽部	43
無料健康相談	31
無料入浴券の給付	26

や行

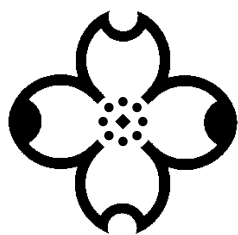
養護老人ホーム	79
---------	----

ら行

ラクっちゃ（介護予防総合センター）	46・86
理美容サービス	48
老人クラブ	23
老人保健施設	80・85
老齡基礎年金	83

区の木

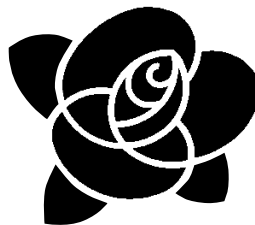
区の花



ハナミズキ



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定されました。  
旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

### 高齢者サービスのご案内「いきいき」

令和6年度（2024年度）

令和6年4月発行

発行 港区

編集 港区保健福祉支援部高齢者支援課

東京都港区芝公園1-5-25

電話03（3578）2111（代表）

刊行物発行番号 2024001-3721



港区は、みどりの保全とごみの減量に  
努めています。  
この印刷物は、古紙を活用した再生紙  
を使用しています。

# 皆さんの身近な相談窓口です

## 高齢者相談センター

### (地域包括支援センター)

高齢者の皆さんの総合相談窓口として、港区の高齢者福祉サービスや介護保険サービスの利用方法、日常生活での困りごとなど、さまざまな相談に応じています。  
お気軽にご利用ください。

#### 総合相談

- 介護保険制度や区のサービスの説明、受付
- 生活全般について、専門職が幅広く相談を受け、必要なサービスや機関を紹介



#### 介護予防ケア マネジメント

- 介護予防ケアプランの作成
- 身体機能の不安解消や健康維持のための取組



#### 権利擁護

- 悪質な消費生活被害や高齢者虐待の相談、防止の取組
- 認知症などで判断能力が低下している人の支援



#### 地域ネットワーク の強化と活用

- 地域の関係機関、医療機関との連携
- 地域のケアマネジャーの支援、指導



### 問い合わせ

センター名	所在地	電話番号	相談区域
芝地区高齢者相談センター	芝 3-24-5	5232-0840	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1~3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布地区高齢者相談センター	南麻布 1-5-26	3453-8032	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木
赤坂地区高齢者相談センター	北青山 1-6-1	5410-3415	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪地区高齢者相談センター	白金台 5-20-5	3449-9669	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南地区高齢者相談センター	港南 3-3-23	3450-5905	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

#### 受付時間

月～土曜：午前9時～午後7時30分 日曜、祝日、年末年始：午前9時～午後5時

※在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。※地図は11～13ページをご覧ください。

港区の職員をかたり「保険料や医療費の還付金がある」という詐欺電話が多発しています!

区の職員が還付金に関しATMに行くようお願いすることは絶対にありません



接続イメージ

詐欺などの犯罪被害防止のため会話内容が自動録音されます...という音声流れます。

この他にも区内で不審な電話がかかっています

- 息子をかたり「書類が届いているか」や「かばんをなくした」などと電話がある

⇒自動で相手に対し警告音声を流し、通話を実際に録音する「自動通話録音機」を使用すればこうした電話はほぼ撃退できます!区内の高齢者がいる世帯等に無料で貸与していますのでぜひ利用しましょう。

「みんなと安全安心メール」で、区内の防犯情報をお知らせしています。

ご相談や自動通話録音機に関することはこちらまで

港区生活安全推進担当

☎3578-2270